# 福岡市環境影響評価技術指針 新旧対照表

	7111121 1211E71M2
改正前	改正後
福岡市環境影響評価技術指針 平成 11 年 3 月 29 日 改定 平成 20 年 9 月 9 日	福岡市環境影響評価技術指針  平成 11 年 3 月 29 日  改定 平成 20 年 9 月 9 日  平成 25 年 3 月 28 日  平成 25 年 10 月 1 日
	第1       趣旨         第2       計画段階配慮の基本的事項         第3       計画段階配慮の手順         第4       配慮書についての意見の聴取         第5       環境影響評価の基本的事項         第6       環境影響評価の手順         第7       事後調査         表1       環境要素         表2       計画段階配慮における検討事項         表3       地域特性に関し把握すべき自然的状況,社会的状況         表4       計画段階配慮事項の選定         表5       計画段階配慮事項に係る調査,予測及び評価手法         表6       参考項目         表7       参考手法
第1 趣旨 1 この福岡市環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、福岡市環境影響評価条例(平成 10 年福岡市条例第 18 号)第4条の規定に基づき、環境影響評価、事後調査その他の手続等が科学的かつ適切に行われるために必要な技術的事項を定めるものである。	第1 趣旨 1 この福岡市環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、福岡市環境影響評価条例(平成10年福岡市条例第18号)(以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続が科学的かつ適切に行われるために必要な技術的事項を定めるものである。なお、この技術指針で使用する用語は、この技術指針に定めるもののほか、条例及び福岡市環境影響評価条例施行規則(平成11年福岡市規則第43号)(以下「施行規則」という。)で使用する用語の例による。
2 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ、改定を行うものとする。 3 この技術指針は、一般的な事項を定めるものであり、事業者が環境影響評価を実施するに当たっては、対象とする事業の特性(以下「事業特性」という。)や対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)を考慮して、	2 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ、改定を行うものとする。 3 この技術指針は、一般的な事項を定めるものであり、事業者が <u>計画段階配慮及び</u> 環境影響評価を実施するに当たっては、対象とする事業の特性(以下「事業特性」という。)や対象事業実施区域(計画段階配慮においては事業実施想定区域)及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)

適切な項目及び技術的手法を選定するものとする。その際, この技術指針に

定める手法以外の適切な手法を採用することができる。

を考慮して、適切な項目及び技術的手法を選定するものとする。その際、こ

の技術指針に定める手法以外の適切な手法を採用することができる。

## 第2 計画段階配慮の基本的事項

## 1 計画段階配慮の対象とする環境要素

計画段階配慮の対象とする環境の構成要素(以下「環境要素」という。) は、福岡市環境基本条例(平成8年福岡市条例第41号)の趣旨を踏まえ、 表1に掲げるものとし、計画段階配慮を行う環境要素の細項目については、 事業特性及び地域特性に応じて適切に設定する。

## 2 計画段階配慮を実施する時期

計画段階配慮を実施する時期は、事業の計画の立案の段階(位置、規模又は配置、構造等の検討段階)において、表2に例示する検討事項について検討することが可能であり、かつ環境影響評価を実施する段階で回避・低減が困難と考えられる環境影響、影響が不可逆的である環境影響、又は長期間である環境影響等(以下「重大な環境影響」という。)の回避又は低減を図る上で最も適切な時期とする。

# 第3 計画段階配慮の手順

計画段階配慮事項に係る調査等は、以下に示す手順により実施する。

## 1 事業計画の検討

計画段階配慮にあたっては、表2を参考に、事業の位置、規模又は配置、 構造に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に 設定するものとし、位置又は規模に関する複数案の設定に努める。また、計 画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に必要な対象事業の 内容について検討し、以下の事項を基本に整理するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の種類

<u>施行規則別表第1に掲げる事業の種類及び要件で該当するものを記載</u>する。

- (3) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 事業計画立案の背景,経緯及び必要性 事業計画立案の背景,経緯及び必要性を明らかにする。
- (5) 位置等に関する複数案の内容

位置等に関する複数案については、事業者が実行可能な案を設定することとし、事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的である場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

<u>なお、位置等に関する複数案の設定が困難な場合には、その理由等を記載する。</u>

(6) 事業計画の概要

下記について、計画段階配慮の実施時点で可能な限り記載する。

- ① 事業実施想定区域及びその設定の根拠
- ② 事業計画,事業の規模及びその他の諸元
- ③ その他事業に関して、その事項の変更により環境影響が変化することとなる事項

## 2 地域特性に関する情報の把握

計画段階配慮事項並びに調査,予測及び評価の手法の選定を行うために, 当該選定に必要と考えられる地域特性に関する情報を把握する。

(1) 対象項目

表3に掲げる地域の自然的状況,社会的状況について実施するものとする。

(2) 実施方法

入手可能な最新の文献その他の資料の収集,整理により実施することとし,この場合において当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。また,調査対象の特性により必要に応じ,過去の状況や将来の状況に関連する情報を把握するものとする。

地域特性を明らかにする際、以下の点に留意する。

- ① 事業実施想定区域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人 の健康の保護、生活環境の保全の観点から、重大な環境影響のおそれ のある地域又は対象
- ② 事業実施想定区域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、環境保全上配慮すべき事項

# 3 計画段階配慮事項の選定

(1) 影響要因及び環境要素の抽出

対象事業に係る環境影響の要因(以下「影響要因」という。)を事業特性に応じて区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、表4を参考として、対象事業に係る工事が終了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その撤去及び廃棄を含む。以下「存在及び供用」という。)に関する影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な環境影響を受けるおそれのある環境要素の区分の設定を行う。

なお、対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、その撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。)にあたり、重大な環境影響が生じると考えられる場合には、工事の実施に関する影響要因を対象とする。

(2) 計画段階配慮事項の選定

表4を参考として,影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の 重大性を検討し,事業特性や地域特性に応じて,重大な環境影響のおそれ のある計画段階配慮事項を選定する。

選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を 有する者の助言を受けるものとする。

#### (3) 選定結果の整理

計画段階配慮事項の選定結果は、影響要因と環境要素の関係が一覧できるよう整理し、選定理由を明らかにする。この場合において、計画段階配 虚事項の選定に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

## 4 計画段階配慮事項に係る調査の実施

計画段階配慮事項に係る調査は、計画段階配慮事項の特性、事業特性及び 地域特性を踏まえ、予測及び評価を行うために必要とされる水準の情報を得 るため実施する。

調査の手法の検討及び調査の実施に当たっては、表5に示す手法を参考に、以下の基本的な考え方に従うものとする。

(1) 調査すべき情報及び調査方法

事業の種類や計画熟度,入手可能な情報,科学的知見の蓄積等に応じて, 調査すべき情報や調査方法等を選定する。

調査すべき情報は、計画段階配慮事項に係る環境要素の状況に関する情報及び表3に掲げる事項に関する情報とする。

調査方法は、既存の文献又は資料の入手を基本とする。ただし、予測や評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難なとき、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する。また、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう、整理する。

(2) 調査地域

調査地域は、調査すべき情報、事業特性、地域特性及び入手可能な既存資料の精度等を勘案し、適切な範囲とする。

(3) 調査対象期間及び調査対象時期

調査対象期間及び調査対象時期は、調査すべき情報、事業特性、地域特性及び入手可能な既存資料の調査時期等を勘案し、適切な期間、時期を設定する。

- (4) 調査に当たっての留意点
  - ① 選定した計画段階配慮事項への影響の程度を適切に把握し、位置等

- に関する複数案が設定されている場合には当該複数案ごとに環境影響 の程度を比較することが可能な調査の手法を選定する。
- ② 調査結果は、その信頼性や妥当性を明らかにできるよう、調査結果の内容が記載された資料名、公表年等について整理する。
- ③ 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、環境保全上の 支障を生じないよう、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定で きない形で整理する等の配慮を行う。
- ④ 事業者が過去に行った当該事業計画に関連する現地調査結果は、客 観性や適用性を確認した上で活用することができる。
- ⑤ 調査の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

#### 5 計画段階配慮事項に係る予測の実施

計画段階配慮事項に係る予測は、計画段階配慮事項の特性、事業特性及び 地域特性を勘案し、評価を行うために必要とされる水準の情報を得るため、 位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定する。

予測の手法の検討及び予測の実施に当たっては、表5に示す手法を参考 に、以下の基本的な考え方に従うものとする。

## (1) 予測方法

事業の種類や計画熟度,入手可能な情報,科学的知見の蓄積等に応じて,環境影響の程度について,事例の引用又は解析その他の手法により,できる限り定量的に把握する手法とし,定量的な把握が困難な場合は定性的な手法により把握するものとする。

なお、位置等に関する複数案が設定されていない場合には、事業者により重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて把握することが可能な手法を用いることとする。また、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう、整理する。

# (2) 予測地域

事業特性,地域特性及び選定した計画段階配慮事項の特性等を勘案し, 適切な予測地域を設定する。

また,設定に当たっては,使用する情報や予測手法の精度等についても 留意する。

# (3) 予測対象時期等

予測対象時期等は,環境影響を的確に把握できる時期を対象とすることを基本とする。

事業特性, 地域特性及び選定した計画段階配慮事項の特性等を勘案し, 適切な時期を設定する。

<u>また、設定に当たっては、使用する情報の調査対象時期や予測手法の条</u>件等についても留意する。

# (4) 予測に当たっての留意点

- ① 予測に当たっては、予測地域及び予測地点の設定の根拠、予測の手 法の特徴及び適用範囲並びに予測の前提条件について、それぞれその 内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように 整理する。
- ② 計画段階配慮での予測には不確実性が一定程度存在する可能性があるため、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理することが望ましい。
- ③ 予測の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。 また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

## 6 計画段階配慮事項に係る評価の実施

計画段階配慮事項に係る評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理する。

可能である場合には、環境の保全の観点からの基準又は目標との整合性が 図られているか否かについても検討するものとする。

評価は、表5に示す手法を参考に、以下の区分でとりまとめるものとする。 (1) 項目ごとの評価

## ア 評価方法

評価は、調査及び予測の結果とともに、計画段階配慮事項ごとにとりまとめる。計画段階配慮事項の特性や予測手法(定量的・定性的)を踏まえ、環境影響の程度について評価が可能な手法を選定する。

位置等に関する複数案が設定されている場合には、案ごとに、選定した計画段階配慮事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合には、事業者により重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて評価を行う。 その際、環境保全措置について検討を行う場合は、福岡市環境基本条例及び福岡市環境基本計画の趣旨を踏まえ、適切に環境保全を図るものとする。

また、可能である場合には、環境の保全の観点からの基準又は目標との整合が図られているか否かについても検討する。

# イ 評価に当たっての留意点

① 評価の手法について、その根拠及び妥当性並びに検討経緯について 明らかにする。

- ② 評価の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。 また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
- (2) 総合評価

計画段階配慮事項ごとの調査,予測及び評価の結果に基づき,対象事業の計画段階配慮事項に係る総合的な評価を行うものとする。評価は,位置等に関する複数案における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とし,環境要素ごとの影響の比較整理を行った上で,総括として位置等に関する複数案の環境影響に関する特徴を整理する。

#### 第4 配慮書についての意見の聴取

配慮書について、条例第4条の7の規定による一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合は、以下に示すとおり実施する。

なお, 意見を求める場合の意見の聴取の期間は, 配慮書の公表の日から起算 して30日を経過する日までとする。

#### 1 意見を求める旨の公表

配慮書について環境の保全の見地からの意見を求める場合は,以下に示す 内容を,条例第4条の5の規定による配慮書の公表にあわせて,同様の時期 及び方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事業の名称及び種類
- (3) 事業の実施が想定される区域
- (4) 公表等の方法及び期間
- (5) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

意見書に記載する環境の保全の見地からの意見は、その理由を併せて記載するものとし、外国語による場合は日本語訳を付すものとする旨

- (6) 意見書の提出期限及び提出先,その他提出に必要な事項
- 2 配慮書についての意見の概要の提出

事業者は、意見書の提出を受けたときは、意見書の提出期限を経過した後、市長に対し、意見の概要を記載した書類(以下「意見概要書」という。)の提出又は意見がなかった旨の通知を、意見概要書提出書(施行規則様式第6号)に準じた書類に添付して行う。なお、意見概要書の提出は配慮書市長意見の送付前であることが望ましい。

- 3 意見書により環境の保全の見地からの意見を求めない場合
- (1) その他の環境情報の交流のための手法による意見聴取 事業者は、意見書の提出による意見聴取を行わない場合には、その他の

## 第2 環境影響評価の基本的事項

#### 1 環境影響評価の対象とする環境要素

環境影響評価の対象とする環境の構成要素<u>(以下「環境要素」という。)</u>は、福岡市環境基本条例の趣旨を踏まえ、表1に掲げるものとし、環境影響評価を行う環境要素の細項目については、事業特性及び地域特性に応じて適切に設定する。

## 2 環境要素の項目ごとの環境保全の考え方

環境要素の項目ごとの環境影響評価に当たっては、福岡市環境基本条例及び福岡市環境基本計画の趣旨を踏まえ、適切に環境保全を図るものとする。

# 3 環境影響評価を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、対象事業の内容がおおむね特定され、かつ環境への配慮を当該事業の内容に反映させることが可能な時期と<u>し、事前</u>調査については、事業計画の策定の早期から取り組むものとする。

# 4 事業計画の策定における環境への配慮

事業計画の策定に当たっては、福岡市環境基本計画及び福岡市環境配慮指針との整合を図り、地域環境及び地球環境の保全について配慮するとともに、環境影響評価の各段階において、環境影響の回避、又は低減に努めるものとする。

# 第3 環境影響評価の手順

環境影響評価に係る調査等は、以下に示す手順により実施する。

# 1 事前調査

# (1) 目的

事前調査は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うために、当該選定に必要と考えられる地域特性に関する情報を把握するものである。

また、事前調査は、そこで得られる情報により、福岡市環境配慮指針を

環境情報の交流のための手法により意見聴取を実施することが望ましい。 その他の環境情報の交流のための手法により意見聴取を実施した場合に は、用いた手法を方法書に記載するものとする。

#### (2) 環境の保全の見地からの意見を求めない場合

事業者は、意見書又はその他の環境情報の交流のための手法により配慮 書について環境の保全の見地からの意見を求めない場合には、その理由を 方法書に記載するものとする。

#### 第5 環境影響評価の基本的事項

## 1 環境影響評価の対象とする環境要素

環境影響評価の対象とする環境要素は、福岡市環境基本条例の趣旨を踏ま え、表1に掲げるものとし、環境影響評価を行う環境要素の細項目について は、計画段階配慮の結果を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性に応じ て適切に設定する。

#### 2 環境影響評価を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、<u>計画段階配慮手続の終了後</u>、対象事業の内容がおおむね特定され、かつ環境への配慮を当該事業の内容に反映させることが可能な時期とする。

# 3 事業計画の策定における環境への配慮

事業計画の策定に当たっては、福岡市環境基本計画及び福岡市環境配慮指針との整合を図り、地域環境及び地球環境の保全について配慮するとともに、環境影響評価の各段階において、環境影響の回避、又は低減に努めるものとする。

# 第6 環境影響評価の手順

環境影響評価に係る調査等は、以下に示す手順により実施する。 環境影響評価を行うに当たっては、計画段階配慮の結果を踏まえるととも に、計画段階配慮の過程で収集した情報及び予測結果等を活用するものとす る。 <u>踏まえ,事業計画の策定の早期から適切な環境配慮を行うために実施する</u> ものである。

#### (2) 対象項目

<u>事前調査は、表2に掲げる地域の自然的状況、社会的状況について実施</u>するものとする。

#### (3) 実施方法

事前調査は、既存資料の収集、整理により実施することとし、必要に応じ、現地の状況の確認等を行うものとする。また、調査対象の特性により必要に応じ、過去の状況や将来の状況に関連する情報を把握するものとする。

事前調査においては、以下の点に留意して、地域特性を明らかにする。

- ① 対象事業実施区域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人 の健康の保護、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避するこ とが望ましい地域又は対象
- ② 対象事業実施区域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、環境保全上留意すべき事項

#### 2 事業内容の検討

事前調査結果を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の 手法の選定に必要な対象事業の内容について検討し、以下の事項を基本に整 理するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の種類

福岡市環境影響評価条例施行規則(平成11年3月29日規則第43号) (以下「施行規則」という。) 別表第1に掲げる事業の種類及び要件で該当するものを記載する。

(3) 事業の規模及びその他の諸元

事業の規模及び施行規則別表第3に掲げる事業の諸元(ただし位置に関するものを除く。)で該当するものその他の環境影響評価に必要な諸元を 記載する。

(4) 事業実施主体の氏名及び住所

事業実施主体が、環境影響評価を実施する事業者又は都市計画決定権者 と異なる場合は、事業実施主体の氏名及び住所(法人にあってはその名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。

(5) 事業の背景, 事業計画の策定に至るまでの経緯及び必要性

事業の背景,事業計画の策定に至るまでの経緯及び必要性並びに環境保全の配慮に係る検討の経緯を明らかにする。また,複数案について検討し

#### 1 事業内容の検討

事業計画の策定に当たっては、計画段階配慮において行った検討の結果が活かされ、重大な環境影響が回避、又は低減されることが重要である。計画段階配慮の結果を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に必要な対象事業の内容について検討し、以下の事項を基本に整理するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の種類

<u>施行規則</u>別表第1に掲げる事業の種類及び要件で該当するものを記載する。

(3) 事業の規模及びその他の諸元

事業の規模及び施行規則別表第3に掲げる事業の諸元で該当するもの その他の環境影響評価に必要な諸元を記載する。

- (4) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (5) <u>計画段階配慮を踏まえた</u>事業の背景,事業計画の策定に至るまでの経緯 及び必要性

計画段階配慮の結果及び配慮書市長意見等を勘案し、事業の背景、事業

<u>た場合は、比較検討の結果について、その経緯も含め、出来るだけ具体的</u>に取りまとめる。

- (6) 事業の概要
  - ①事業計画
  - ②十地利用計画,施設計画及び交通計画
  - ③工事計画
  - ④供用及び管理の計画
  - ⑤その他事業に関して、その事項の変更により環境影響が変化することと なる事項
- (7) 環境保全の方針

事業に係る環境保全の方針及びその理由を明らかにする。

## 3 環境影響評価項目の選定

# (1) 影響要因及び環境要素の抽出

対象事業に係る環境影響の要因(以下「影響要因」という。)及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を抽出する。抽出に当たっては、表3を参考として、事業特性及び事前調査結果からみた地域特性に応じて、適切に影響要因及び環境要素の設定を行う。

なお、影響要因は、次に掲げる区分による。

① 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として,工作物の撤去 又は廃棄が行われる場合には,その撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。)

計画の策定に至るまでの経緯及び必要性並びに環境保全の配慮に係る検討の経緯及び内容を明らかにする。

- (6) 事業の概要
  - ①事業計画
  - ②十地利用計画, 施設計画及び交通計画
  - ③工事計画
  - ④供用及び管理の計画
  - ⑤その他事業に関して、その事項の変更により環境影響が変化すること となる事項
- (7) 環境保全の方針 事業に係る環境保全の方針及びその理由を明らかにする。

#### 2 地域特性に関する情報の把握

環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法の選定を行うため に,当該選定に必要と考えられる地域特性に関する情報を把握するものであ る。

(1) 対象項目

表3に掲げる地域の自然的状況,社会的状況について実施するものとする。

(2) 実施方法

既存資料の収集,整理により実施することとし,必要に応じ,現地の状況の確認等を行うものとする。また,調査対象の特性により必要に応じ,過去の状況や将来の状況に関連する情報を把握するものとする。

計画段階配慮において把握した情報が使用できる場合は,必要に応じて 時点更新や追加を行い,活用する。

また、地域特性を明らかにする際は、対象事業実施区域における自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、環境保全上配慮すべき事項に留意する。

## 3 環境影響評価項目の選定

(1) 影響要因及び環境要素の抽出

<u>影響要因</u>及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を抽出する。抽出に当たっては、<u>表</u>6を参考として、事業特性、地域特性及び<u>計画段階配慮の結果を踏まえ、</u>適切に影響要因及び環境要素の設定を行う。

なお、影響要因は、次に掲げる区分による。

① 工事の実施

② 対象事業に係る工事が終了した後の土地又は工作物の存在及び当該 土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の 人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(その工作物の撤去 又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その撤去及び廃 棄を含む。以下「存在及び供用」という。)

#### (2) 環境影響評価項目の選定

表3を参考として、影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の 重大性を検討し、事業特性や地域特性に応じて適切に環境影響評価項目を 選定する。

検討に当たっては、<u>事前調査で</u>把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けるものとする。 環境影響評価項目は、対象とする物質名や種名等を可能な限り具体的に明らかにする。

#### (3) 選定結果の整理

環境影響評価項目の選定結果は、影響要因と環境要素の関係が一覧できるよう整理し、選定理由を明らかにする。<u>また、</u>環境影響評価項目の選定に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

# 4 調査, 予測及び評価の手法の検討

選定項目について,項目の特性及び対象事業の特性を勘案し,表4に示す 手法を参考に,環境要素への影響の程度を適切に把握し,環境の保全につい て適切な配慮を検討できる調査,予測及び評価の手法を選定する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法については、5の調査の実施の考え方に従い、以下の事項を検討する。

- ① 調査すべき情報及び調査方法
- ② 調査地域及び調査地点
- ③ 調査期間及び調査時期

# (2) 予測の手法

予測の手法については、6の予測の実施の考え方に従い、以下の事項を検討する。

- ① 予測方法
- ② 予測地域及び予測地点
- ③ 予測対象とする時期,期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。)

#### ② 存在及び供用

#### (2) 環境影響評価項目の選定

表6を参考として、影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の 重大性を検討し、事業特性や地域特性に応じて適切に環境影響評価項目を 選定する。

検討に当たっては、<u>地域特性について</u>把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けるものとする。

環境影響評価項目は、対象とする物質名や種名等を可能な限り具体的に明らかにする。

#### (3) 選定結果の整理

環境影響評価項目の選定結果は、影響要因と環境要素の関係が一覧できるよう整理し、選定理由を明らかにする。<u>この場合において、</u>環境影響評価項目の選定に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた<u>とき</u>は、その内容及び専門分野を明らかにする。<u>また、</u>当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

## 4 調査, 予測及び評価の手法の検討

選定項目について,項目の特性及び対象事業の特性を勘案し,表7に示す手法を参考に,環境要素への影響の程度を適切に把握し,環境の保全について適切な配慮を検討できる調査,予測及び評価の手法を選定する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法については、5の<u>環境影響評価に係る</u>調査の実施の考え方に 従い、以下の事項を検討する。

- ① 調査すべき情報及び調査方法
- ② 調査地域及び調査地点
- ③ 調査期間及び調査時期

#### (2) 予測の手法

予測の手法については、6の環境影響評価に係る予測の実施の考え方に 従い、以下の事項を検討する。

- ① 予測方法
- ② 予測地域及び予測地点
- ③ 予測対象とする時期,期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。)

## (3) 評価の手法

評価の手法については、7の評価の実施の考え方に従い、以下の事項を 検討する。

- ① 環境影響の回避,低減に係る評価の手法
- ② 福岡市環境基本計画,福岡市環境配慮指針,環境基準その他の市,福岡県又は国によって環境の保全の観点からの施策で示されている基準又は目標(以下「環境の保全の観点からの基準又は目標」という。)との整合性に係る評価の手法

## (4) 手法の選定結果の整理

調査、予測及び評価の手法の選定結果は、影響要因の区分で環境影響評価項目ごとに整理し、それぞれの選定理由を明らかにする。<u>また、</u>調査、 予測及び評価の手法の選定に関して、専門家その他の環境影響に関する知 見を有する者の助言を受けた<u>場合</u>は、その内容及び専門分野を明らかにする。

#### 5 調査の実施

対象事業の環境影響評価に係る調査は、環境影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価を行うために必要とされる水準の情報を得るため実施する。

調査の手法の検討及び調査の実施に当たっては、以下の基本的な考え方に従うものとする。

# (1) 調査すべき情報及び調査方法

調査すべき情報は、環境影響評価項目に係る環境要素の状況に関する情報及び表2に掲げる事項に関する情報とする。

調査方法は、既存の文献又は資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理及び解析する方法とする。

また,法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には,これを踏まえ,適切な調査方法を選定するものとする。

#### (2) 調査地域及び調査地点

調査地域は、調査内容、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する範囲、環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

調査すべき情報の特性に応じて調査地域内に調査地点を設定する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定するものとする。

## (3) 評価の手法

評価の手法については、7の<u>環境影響評価に係る</u>評価の実施の考え方に 従い、以下の事項を検討する。

- ① 環境影響の回避、低減に係る評価の手法
- ② 福岡市環境基本計画,福岡市環境配慮指針及び環境基準その他の市,福岡県<u>若しくは</u>国によって環境の保全の観点からの施策で示されている基準又は目標(以下「環境の保全の観点からの基準又は目標」という。)との整合性に係る評価の手法

#### (4) 手法の選定結果の整理

調査,予測及び評価の手法の選定結果は,影響要因の区分で環境影響評価項目ごとに整理し,それぞれの選定理由を明らかにする。<u>この場合において</u>,調査,予測及び評価の手法の選定に関して,専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた<u>とき</u>は,その内容及び専門分野を明らかにする。<u>また</u>,当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

#### 5 環境影響評価に係る調査の実施

対象事業の環境影響評価に係る調査は、環境影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価を行うために必要とされる水準の情報を得るため実施する。

調査の手法の検討及び調査の実施に当たっては,以下の基本的な考え方に従うものとする。

(1) 調査すべき情報及び調査方法

調査すべき情報は、環境影響評価項目に係る環境要素の状況に関する情報及び表3に掲げる事項に関する情報とする。

調査方法は、既存の文献又は資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理及び解析する方法とする。

また、法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえ、適切な調査方法を選定するものとする。

#### (2) 調査地域及び調査地点

調査地域は、調査内容、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する範囲、環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

調査すべき情報の特性に応じて調査地域内に調査地点を設定する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定するものとする。

#### (3) 調査期間及び調査時期

調査期間及び調査時期は、調査すべき情報及び地域特性に応じ、適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯を設定する。この場合、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、情報が適切に把握できるように、年間を通じた調査に際し、必要に応じて調査対象の状況に変動が少ないと考えられる時期から調査が開始されるよう調査時期を設定するものとする

#### (4) 調査に当たっての留意点

- ① 調査結果は、その信頼性や妥当性を明らかにできるよう、調査結果 の内容が記載された文献名、調査結果を得るために実施した調査の前 提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等について整理する。
- ② 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、環境保全上の 支障を生じないよう、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。
- ③ 調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。
- ④ 調査の手法の選定について、地域特性を勘案するに当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意する。
- ⑤ 調査の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。

#### 6 予測の実施

対象事業に係る環境影響評価の予測は、環境影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、環境保全措置及び評価を検討するために必要とされる水準の情報を得るため、選定した環境影響評価項目について環境の状況の変化又は環境への負荷の量の予測を行う。

予測の手法の検討及び予測の実施に当たっては,以下の基本的な考え方に従うものとする。

#### (1) 予測方法

予測方法は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析 その他の予測方法のうちから、適切な方法を選定する。この場合、定量的 に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握す るものとする。

## (2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域のうちから適切に設定するものとする。 環境影響評価項目の特性に応じて予測地点を設定する場合は、保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点その他の予

#### (3) 調査期間及び調査時期

調査期間及び調査時期は、調査すべき情報及び地域特性に応じ、適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯を設定する。この場合、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、情報が適切に把握できるように、年間を通じた調査は、必要に応じて調査対象の状況に変動が少ないと考えられる時期から調査が開始されるよう調査時期を設定するものとする。

#### (4) 調査に当たっての留意点

- ① 調査結果は、その信頼性や妥当性を明らかにできるよう、調査結果の内容が記載された文献名、調査結果を得るために実施した調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等について整理する。
- ② 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、環境保全上の 支障を生じないよう、公開に当たっては必要に応じ種及び場所を特定 できない形で整理する等の配慮を行う。
- ③ 調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。
- ④ 調査の手法の選定について、地域特性を勘案するに当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意する。
- ⑤ 調査の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。 また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

#### 6 環境影響評価に係る予測の実施

対象事業に係る環境影響評価の予測は、環境影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、環境保全措置及び評価を検討するために必要とされる水準の情報を得るため、選定した環境影響評価項目について環境の状況の変化又は環境への負荷の量の予測を行う。

予測の手法の検討及び予測の実施に当たっては,以下の基本的な考え方に従うものとする。

#### (1) 予測方法

予測方法は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析 その他の予測方法のうちから、適切な方法を選定する。この場合、定量的 に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握す るものとする。

## (2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域のうちから適切に設定するものとする。 環境影響評価項目の特性に応じて予測地点を設定する場合は、保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点その他の予 測に適切かつ効果的な地点を設定するものとする。

#### (3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、環境影響評価項目ごとに工事の実施、存在及び供用による環境影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯を設定する。

#### ア エ事の実施

工事の実施については,工事による影響が最大になる時期又は工事終 了時を基本として,適切な予測対象時期等を設定する。

#### イ 存在及び供用

存在及び供用については、存在による影響がほぼ確定する時期、供用 時の活動が定常的な状態及び影響が最大(最大になる時期を設定するこ とが出来る場合に限る。)となる時期を基本として、供用後の適切な予 測対象時期等を設定する。

ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに 長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大き く変化する場合又は工事の完了前に供用する場合においては、必要に応 じて、中間的な時期において補完的な予測対象時期等を設定するものと する。

# (4) 予測に当たっての留意点

- ① 予測に当たっては、予測地域及び予測地点の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測で用いた原単位及びパラメータその他の予測の前提条件について、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。
- ② 予測は、対象事業以外の事業活動その他の要因によりもたらされる地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合においては、現在の環境の状況とする。)を勘案して行うものとし、将来の環境の状況は、市、福岡県又は国が有する情報を収集して設定する。
- ③ 将来の環境の状況の設定に当たって、市、福岡県又は国による環境保全施策の効果を見込む場合は、当該施策の内容及び見込まれる効果を明らかにする。
- ④ 予測の手法や環境保全措置の効果に関する知見が十分に蓄積されていない場合,計画の熟度等により予測条件が不確定な場合その他の予測の不確実性を伴う場合は,予測の不確実性の内容及び程度並びにそれに伴う環境への影響の程度を検討し,整理する。この場合,必要に応じ予測の前提条件を変化させることにより得られる結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。
- ⑤ 予測の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。

測に適切かつ効果的な地点を設定するものとする。

#### (3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、環境影響評価項目ごとに工事の実施、存在及び供用による環境影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯を設定する。

#### ア 工事の実施

工事の実施については,工事による影響が最大になる時期又は工事終 了時を基本として,適切な予測対象時期等を設定する。

#### イ 存在及び供用

存在及び供用については、存在による影響がほぼ確定する時期、供用 時の活動が定常的な状態及び影響が最大(最大になる時期を設定するこ とが出来る場合に限る。)となる時期を基本として、供用後の適切な予 測対象時期等を設定する。

ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに 長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大き く変化する場合又は工事の完了前に供用する場合においては、必要に応 じて、中間的な時期において補完的な予測対象時期等を設定するものと する。

#### (4) 予測に当たっての留意点

- ① 予測に当たっては、予測地域及び予測地点の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測で用いた原単位及びパラメータその他の予測の前提条件について、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。
- ② 予測は、対象事業以外の事業活動その他の要因によりもたらされる地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合においては、現在の環境の状況とする。)を勘案して行うものとし、将来の環境の状況は、市、福岡県又は国が有する情報を収集して設定する。
- ③ 将来の環境の状況の設定に当たって、市、福岡県又は国による環境 保全施策の効果を見込む場合は、当該施策の内容及び見込まれる効果 を明らかにする。
- ④ 予測の手法や環境保全措置の効果に関する知見が十分に蓄積されていない場合、計画の熟度等により予測条件が不確定な場合その他の予測の不確実性を伴う場合は、予測の不確実性の内容及び程度並びにそれに伴う環境への影響の程度を検討し、整理する。この場合、必要に応じ予測の前提条件を変化させることにより得られる結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。
- ⑤ 予測の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。 また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

#### 7 評価の実施

対象事業の環境影響評価に係る評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合はその結果を踏まえ、事業の実施により環境影響評価項目に係る影響が、事業者により実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。

また、評価に際しては、環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合が図られているか否かについて検討するものとする。この場合、工事の実施により長期間にわたり影響を受けるおそれがある環境要素であって環境基準が定められているものについては、当該環境基準との整合が図られているか否かについて検討する。

評価は、以下の区分でとりまとめるものとする。

#### (1) 項目ごとの評価

評価は、調査及び予測の結果とともに環境影響評価項目ごとにとりまとめる。この場合、環境保全措置の実施を検討した場合は、その結果について併せて評価を行うものとする。

また、評価の手法について、その根拠及び妥当性並びに検討経緯について明らかにする。

#### (2) 総合評価

環境影響評価項目ごとの調査,予測及び評価の結果に基づき,対象事業の環境影響評価に係る総合的な評価を行うものとする。総合的な評価は,調査,予測及び評価の結果の概要が一覧できるよう整理するものと<u>し</u>,事業について複数の案を検討をした場合は,その結果を比較できるようにする。

また、環境影響評価項目間の相互影響について検討した場合は、その結果を明らかにする。

# 第4 環境保全措置

## 1 環境保全措置の検討

環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること(以下「代償措置」という。)、及び当該環境影響に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討するものとする。

環境保全措置の検討は、回避、低減を優先し、その結果を踏まえ、代償措置を検討する。

#### 7 環境影響評価に係る評価の実施

対象事業の環境影響評価に係る評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合はその結果を踏まえ、事業の実施により環境影響評価項目に係る影響が、事業者により実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。

また、評価に際しては、環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合が図られているか否かについて検討するものとする。この場合、工事の実施により長期間にわたり影響を受けるおそれがある環境要素であって環境基準が定められているものについては、当該環境基準との整合が図られているか否かについて検討する。

評価は、以下の区分でとりまとめるものとする。

#### (1) 項目ごとの評価

評価は、調査及び予測の結果とともに環境影響評価項目ごとにとりまとめる。この場合、環境保全措置の実施を検討した場合は、その結果について併せて評価を行うものとする。

また、評価の手法について、その根拠及び妥当性並びに検討経緯について明らかにする。

#### (2) 総合評価

環境影響評価項目ごとの調査,予測及び評価の結果に基づき,対象事業の環境影響評価に係る総合的な評価を行うものとする。総合的な評価は,調査,予測及び評価の結果の概要が一覧できるよう整理するものと<u>する。</u>また,環境影響評価項目間の相互影響について検討した場合は,その結果を明らかにする。

# 8 環境保全措置

# (1) 環境保全措置の検討

環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及 び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあって は、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限 り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を 代償すること(以下「代償措置」という。),及び当該環境影響に係る環境 要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めること を目的として環境保全措置を検討するものとする。

環境保全措置の検討は、回避、低減を優先し、その結果を踏まえ、代償 措置を検討する。

## 2 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置の複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

#### 3 検討結果の整理

環境保全措置を検討したときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- ① 検討した環境保全措置及びそのうち講じることとした環境保全措置とその選定の理由
- ② 講じることとした環境保全措置の内容,実施主体及び実施の方法
- ③ 講じることとした環境保全措置の効果及び当該措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該措置の効果の不確実性の程度
- ④ 代償措置を講じようとする場合は、環境影響を回避し、又は低減させることが困難な理由及び代償措置の実施により、損なわれる環境の有する価値を代償することが可能と判断した根拠
- ⑤ 代償措置を講じようとする場合は、損なわれる環境要素と創出される環境要素の位置、種類及び内容
- ⑥ 環境保全措置について、複数の案を検討した場合又は段階的に検討した場合は、環境保全措置の決定に至るまでの経緯及び選定しなかった環境保全措置の案との比較検討結果
- ⑦ 環境保全措置に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野

# 第5 事後調査

# 1 事後調査の趣旨

事後調査は,事業者が,環境影響評価の不確実性を踏まえ,事業の実施に係る環境の状況等について調査を実施し,必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講ずることで,環境影響評価結果に基づく適正な事業の実施に資することを目的とする。

# 2 事後調査を実施する項目

事後調査は、環境影響評価項目のうち、予測の不確実性及び環境保全措置 の効果の不確実性並びに環境影響の程度を踏まえ、以下に掲げるものについ て実施するものとする。

- (1) 予測の不確実性が高く、かつ、相当程度の環境影響が予想されるもの
- (2) 環境保全措置の効果に係る知見が不十分で、かつ、相当程度の環境影響が予想されるもの

# (2) 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置の複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

#### (3) 検討結果の整理

環境保全措置を検討したときは、次に掲げる事項を明らかにするものと する。

- ① 検討した環境保全措置及びそのうち講じることとした環境保全措置とその選定の理由
- ② 講じることとした環境保全措置の内容,実施主体及び実施の方法
- ③ 講じることとした環境保全措置の効果及び当該措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該措置の効果の不確実性の程度
- ④ 代償措置を講じようとする場合は、環境影響を回避し、又は低減させることが困難な理由及び代償措置の実施により、損なわれる環境の有する価値を代償することが可能と判断した根拠
- ⑤ 代償措置を講じようとする場合は、損なわれる環境要素と創出される環境要素の位置、種類及び内容
- ⑥ 環境保全措置について、複数の案を検討した場合又は段階的に検討した場合は、環境保全措置の決定に至るまでの経緯及び選定しなかった環境保全措置の案との比較検討結果
- ⑦ 環境保全措置に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野 (当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努める)

# 第7 事後調査

# 1 事後調査の趣旨

事後調査は,条例第29条に基づき,事業者が,環境影響評価の不確実性を踏まえ,事業の実施に係る環境の状況等について調査を実施し,必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講ずることで,環境影響評価結果に基づく適正な事業の実施に資することを目的とする。

# 2 事後調査を実施する項目

事後調査は、環境影響評価項目のうち、予測の不確実性及び環境保全措置 の効果の不確実性並びに環境影響の程度を踏まえ、以下に掲げるものについ て工事の実施時、存在及び供用時において実施するものとする。

- (1) 予測の不確実性が高く、かつ、相当程度の環境影響が予想されるもの
- (2) 環境保全措置の効果に係る知見が不十分で、かつ、相当程度の環境影響が予想されるもの

(3) その他、予測結果の検証が必要と考えられるもの

#### 3 事後調査計画の作成

事後調査を実施することとした場合には、4の事後調査の実施の考え方に 従い、事後調査の対象とする項目ごとに以下に掲げる事項を検討する。

- (1) 事後調査を実施することとした理由
- (2) 事後調查手法
  - ① 調査地域又は調査地点
  - ② 調査方法
  - ③ 調査時期及び調査期間
- (3) 事後調査の評価方法

#### 4 事後調査の実施

事後調査は、事後調査計画及び事業の進捗状況を踏まえ、以下の事項を基本に実施する。

#### (1) 調査内容

事後調査の内容は、以下のとおりとする。

- ① 事後調査項目に係る環境の状況
- ② 対象事業の進捗状況及び事後調査項目に係る環境への負荷の状況
- ③ 事後調査項目に係る環境保全措置の実施状況

## (2) 調査時期及び調査期間

事後調査の調査時期及び調査期間は、環境影響評価の予測対象時期等を 基本とする。

なお、影響の出現に時間を要するものや影響の程度に経時的な変動が想 定されるもの等については、必要に応じて一定期間の調査を行うものとす る。

## (3) 調査の手法

事後調査は原則として現地調査により把握するものとし、調査地域又は 調査地点、調査方法は、環境影響評価の調査の手法を基本に選定するもの とする。

ただし、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適宜簡略化等を行うこと ができる。

事後調査手法は、事後調査の実施に伴う環境への影響を回避、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するものとする。

#### 5 事後調査実施後の検討

事後調査の結果は環境影響評価の予測及び評価の結果と比較検討し、環境への影響が大きい場合には、必要な環境保全措置を講じるものとする。

また、新たに環境保全措置を実施することとした場合は、影響を受けるおそれがある環境要素について事後調査計画を見直し、事後調査を実施するものとする。

(3) その他、予測結果の検証が必要と考えられるもの

#### 3 事後調査計画の作成

事後調査を実施することとした場合には、4の事後調査の実施の考え方に 従い、事後調査の対象とする項目ごとに以下に掲げる事項を検討する。

- (1) 事後調査を実施することとした理由
- (2) 事後調査手法
  - ① 調査地域又は調査地点
  - ② 調査方法
  - ③ 調査時期及び調査期間
- (3) 事後調査の評価方法

#### 4 事後調査の実施

事後調査は、事後調査計画及び事業の進捗状況を踏まえ、以下の事項を基本に実施する。

(1) 調查内容

事後調査の内容は、以下のとおりとする。

- ① 事後調査項目に係る環境の状況
- ② 対象事業の進捗状況及び事後調査項目に係る環境への負荷の状況
- ③ 事後調査項目に係る環境保全措置の実施状況
- (2) 調査時期及び調査期間

事後調査の調査時期及び調査期間は,環境影響評価の予測対象時期等を 基本とする。

なお、影響の出現に時間を要するものや影響の程度に経時的な変動が想 定されるもの等については、必要に応じて一定期間の調査を行うものとす る。

#### (3) 調査の手法

事後調査は原則として現地調査により把握するものとし、調査地域又は 調査地点、調査方法は、環境影響評価の調査の手法を基本に選定するもの とする。

ただし、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適宜簡略化等を行うことができる。

事後調査手法は、事後調査の実施に伴う環境への影響を回避、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するものとする。

# 5 事後調査実施後の検討

事後調査の結果は環境影響評価の予測及び評価の結果と比較検討し、環境への影響が大きい場合には、必要な環境保全措置を講じるものとする。

また、新たに環境保全措置を実施することとした場合は、影響を受けるおそれがある環境要素について事後調査計画を見直し、事後調査を実施するものとする。

# 6 事後調査報告書の提出

## (1) 事後調査報告書の作成

事後調査報告書は、事後調査の状況により、以下の種別の報告書を作成するものとする。

# ① 事後調査報告書(最終報告)

事後調査が終了した場合は、実施したすべての事後調査の結果を整理し、以下の事項を基本に記載した事後調査報告書(最終報告)を作成する。

- ア 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
- イ 対象事業の名称,種類及び規模
- ウ 対象事業実施区域
- エ 対象事業の進捗状況及び事後調査項目に係る環境への負荷の状況
- オ 事後調査項目に係る環境保全措置の実施状況
- 力 事後調査計画
- キ 事後調査項目に係る調査の結果及び考察
- ク 事後調査の結果により新たに実施することとした環境保全措置が ある場合はその内容及び実施の理由
- ケ事後調査の総合的な評価
- ② 事後調査報告書(中間報告)

事後調査が複数年に渡る場合に、年度ごとに実施した事後調査の結果を整理し、①のアからクまでに規定する事項を基本に事後調査報告

## 6 事後調査の終了の判断

事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の 実施及び終了の判断にあたっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等 により客観的かつ科学的な検討を行うものとする。

# 7 事後調査報告書の作成

事後調査報告書は,事後調査の状況により,以下の種別の報告書を作成するものとする。

(1) 事後調査報告書(中間報告)

事後調査が複数年に渡る場合に、年度ごとに実施した事後調査の結果を整理し、事後調査報告書(中間報告)を作成する。施行規則第34条に規定される事項を記載するものとし、同条第10号に規定されるその他市長が認める事項については、下記の事項を基本とする。

- ① 事後調査の結果により新たに実施することとした環境保全措置がある場合はその内容及び実施の理由
- ② 事後調査の総合的な評価
- (2) 事後調査報告書(工事終了後報告)

工事が終了した場合は、工事の実施時に行ったすべての事後調査の結果 を整理し、(1)に規定する事項を基本に事後調査報告書(工事終了後報告) を作成する。

(3) 事後調査報告書(最終報告)

工事の実施時,存在及び供用時に行った事後調査がすべて終了した場合は,実施したすべての事後調査の結果を整理し,(1)に規定する事項を基本に最後の事後調査報告書(最終報告)を作成する。

書(中間報告)を作成する。

③ 事後調査報告書 (緊急報告)

実施した調査結果により、環境保全上の支障が生じるおそれがある と判断される場合、又は環境影響評価で実施することとした環境保全 措置を変更するか、若しくは新たな環境保全措置を講じることとした 場合は、該当する事後調査項目について①のアからクまでに規定する 事項を基本に事後調査報告書(緊急報告)を作成する。

## (2) 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は,以下の種別ごとに規定した時期に提出するものとす。 5。

- ① 事後調査報告書(最終報告) 事後調査終了後速やかに提出する。
- ② 事後調査報告書(中間報告) 年度終了後速やかに提出する。
- ③ 事後調査報告書(緊急報告) 事後調査実施後直ちに提出する。

#### 第6 環境影響評価図書の作成

1 環境影響評価方法書の作成

環境影響評価方法書は、以下の事項を基本に記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的
- (3) 対象事業の内容

第3の2の規定により事業内容を整理した結果を記載する。

- (4) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第3の1の規定により事前調査した結果を取りまとめて記載する。
- (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法 第3の3の規定により環境影響評価項目の選定を検討した結果並びに第 3の4の規定により調査,予測及び評価の手法を検討した結果を記載する。

# 2 環境影響評価準備書の作成

環境影響評価準備書は、以下の事項を基本に記載するものとする。

- (1) 1 で掲げる環境影響評価方法書の記載事項のうち(1)から(4)までの事項
- (2) 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の 意見の概要及び当該意見についての事業者の見解
- (3) 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの市長の意見及び当該意見についての事業者の見解
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目 環境影響評価方法書についての意見を受け、第3の3の規定により検討

#### (4) 事後調査報告書(緊急報告)

実施した調査結果により、環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断される場合、又は環境影響評価で実施することとした環境保全措置を変更するか、若しくは新たな環境保全措置を講じることとした場合は、該当する事後調査項目について(1)に規定する事項を基本に事後調査報告書(緊急報告)を作成する。

- した環境影響評価項目の選定の結果を記載する。
- (5) 環境影響評価項目ごとの調査,予測及び評価の手法及び結果 環境影響評価項目ごとに調査,予測及び評価の手法及び結果をとりまと めて以下のとおり記載する。
  - ① 調査

第3の4の(1)の規定により検討した調査の手法及び第3の5の規定により実施した調査の結果を記載する。

② 予測

第3の4の(2)の規定により検討した予測の手法及び第3の6の規定により実施した予測の結果を記載する。

また,環境保全措置を含めた予測を実施した場合は,その予測の結果も記載する。この場合,予測に含めた環境保全措置の内容及び効果について併せて記載する。

③ 環境保全措置

第4の規定により実施した環境保全措置の検討の結果を記載する。

④ 評価

第3の4の(3)の規定により検討した評価の手法及び第3の7の(1)の規定により検討した項目ごとの評価結果を記載する。

(6) 環境保全措置

第4の規定により検討し、実施することとした環境保全措置を影響要因及び環境要素との関係が一覧できるよう整理して記載する。

(7) 環境影響の総合的な評価

第3の7の(2)の規定により検討した総合評価の結果を記載する。

(8) 事後調査計画

第5の3の規定により作成した事後調査計画を記載する。

(9)委託先の氏名等

環境影響評価を委託して行った場合は、委託先の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。

3 環境影響評価書の作成

環境影響評価書は、以下の事項を基本に記載するものとする。

- (1) 2で掲げる準備書の記載事項の(1)から(8)までの事項
- (2) 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解
- (3) 準備書について環境の保全の見地からの市長の意見及び当該意見についての事業者の見解
- (4) 2で掲げる準備書の記載事項の(9)の事項

# 表 1 環境要素

大項目	中項目	小項目	細項目
and take a state of the transfer of	l for all take		二酸化窒素
環境の自然的構成要	大気環境		二酸化硫黄
素の良好な状態の保		1 - 55	浮遊粒子状物質
持		大気質	粉じん等
			有害物質
			騒音
		騒音	低周波音
		lun et l	
		振動	
		悪臭	
		その他の大気頭	
	水環境		水の汚れ
			(生物学的酸素要求量(BOD)
			化学的酸素要求量(COD))
		水質	水の濁り
			(浮遊物質量(SS))
			富栄養化
			(全窒素、全 <u>燐</u> )
			有害物質
		<b>底質</b>	
		地下水	
		その他の水環境	音
		地形、地質	7C
	土壤環境、	地盤	
	その他の	土壌	
	環境	上依	日照阻害
		その他の環境	風況
		ての他の練苑	)生代化
生物の多様性の確保	動物	1	
及び自然環境の体系	植物		
的保全	生態系		
人と自然との豊かな	景観		
触れ合いの確保	741190	の触れ合いの活	動の場
Annual Company of the	, t C II //// C	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	廃棄物等
	廃棄物等		残土
<b>押</b>			
環境への負荷			二酸化炭素
	温室効果ガ	ス等	その他の温室効果ガス
	1		

# 表 1 環境要素

大項目	中項目	小項目	細項目		
			二酸化窒素		
			二酸化硫黄		
*		大気質	浮遊粒子状物質		
			粉じん等		
			有害物質		
14	大気環境	Marie and a	騒音		
		騒音	超低周波音		
		振動			
		悪臭			
環境の自然的構成要素の		その他の大気野	環境		
			水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)		
		al e field	水の濁り		
良好な状態の保持	水環境	水質	(浮遊物質量)		
			富栄養化		
			(全窒素, 全りん)		
		.1.00	有害物質		
		底質			
		地下水	te.		
		その他の水環境 地形・地質			
		地盤			
	土壤環境,	土壌			
	その他の	工.农	日照阻害		
1 1 - "1,	環境	その他の環境	風況		
		C S IE S SK St	シャドーフリッカー		
	動物		211 2334		
生物の多様性の確保及び	植物				
自然環境の体系的保全	生態系				
2 8000 mg r	景観				
人と自然との		man Anna	動力担		
豊かな触れ合いの確保	人と日然と	の触れ合いの活	- 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3		
	廃棄物等		廃棄物等		
環境への負荷	4 4		残土		
N 20	温室効果ガ	ス等	二酸化炭素		
		7.6	その他の温室効果ガス		

改定前			改	定後		
	表 2	計画段階配慮における	5検討事項			
	事業種		位置・規	模の検討段階	配置・構造	の検討段階
		子水压	位置	規模	配置	構造
	点事業	火力発電所,風力発電 所,下水道終末処理場, ごみ焼却施設,工場又 は事業場 等	・実施位置	· 出力 • 処理能力	・施設・設備等 の配置 ・土地利用計画	<ul><li>方式,機種</li><li>・施設・設備等</li><li>の構造</li></ul>
	線事業	道路,河川工事,鉄道・ 軌道 等	<ul><li>・起終点</li><li>・ルート (複ルート帯等</li></ul>	数案、幅を持った	·構造 (平面,高架,ト · 車線数,線路	ンネル, 切盛 等) 数 等
	面事業	グム・譲、飛行場、太 陽光発電所、廃棄物最 終処分場、埋立て・干 拓、土地区画整理事業、 流通業務団地造成事 業、運動場又はレクリ エーション施設、住宅 団地の造成、土石の採 取、工場又は事業場、 その他の土地の造成 等	・実施位置	・面積 ・処理能力	・施設・設備等 の配置 ・土地利用計画	<ul> <li>方式、機種</li> <li>等</li> <li>・施設・設備等</li> <li>の構造</li> </ul>
	※ 線事 ※ 面事	一 業:対象事業の規模要件が、日 業:対象事業の規模要件が、日 業:対象事業の規模要件が、日 かな事業種として分類したもの	とさにより規定され 前種により規定され	るもの るもの	-	

# 表2 事前調査で把握すべき地域の自然的状況、社会的状況

1		
区分	<del></del>	把握すべき情報の例
自然	大気環境	気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
的状況	水環境	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
	土壌環境、その他の環境	地形・地質、 <u>土壌・地盤</u> の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
	動物、植物、生態系	動植物の生息又は生育の状況、植生及び生態系の状況
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
社	人口・産業	人口及び産業の状況
会的	資源利用	土地利用並びに河川、海域の利用の状況
状況	社会資本整備等	交通及び下水道整備の状況 学校、病院その他の環境の保全について <u>の配慮が特に</u> 必 要な施設の配置の状況
	環境保全上の指定 ・規制の状況	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域そ の他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

その他の必要な事項

# 表3 地域特性に関し把握すべき自然的状況、社会的状況

	区分	把握すべき情報の例
	大気環境	気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
	水環境	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
自然的状	土壤環境、その他の 環境	地形・地質, 地盤, 土壌の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
况	動物,植物,生態系	動植物の生息又は生育の状況、植生及び生態系の状況
	景観、人と自然との 触れ合いの活動の場	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
	人口・産業	人口及び産業の状況
社	資源利用	土地利用並びに河川、海域の利用の状況
会的状况 程会	社会資本整備等	交通及び下水道整備の状況 学校、稠院その他の環境の保全について、特に配慮が必要な 施設の配置の状況
	環境保全上の指定 ・規制の状況	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他 の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

改定前			改定征	发		
	表 4	計画段階	官配慮事項の選定			
	環	境要素の区分	事業計画の特性		地域特性	
		大気質	・ 大気汚染物質を発生させ、その影響の 程度が著しいものとなるおそれあり ・ 騒音・超低周波音を発生させ、その影	環境影響を受け やすい地域又は 対象等が存在す	環境の保全の観点から法令等に より指定された	既に環境が著し く悪化し、又はそ のおそれが高い
	大気曜	<u>縣音、</u> 超低周波音	質の程度が著しいものとなるおぞれめ	2	地域又は対象が存在する	地域が存在する
	環境	振動	<ul> <li>振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり</li> </ul>			
		您與	・悪臭物質を発生させ、その影響の程度 が著しいものとなるおそれあり			
		水質	<ul> <li>汚濁物質を排出させ、その影響の程度 が著しいものとなるおそれあり</li> <li>水域の改変等に伴い、その影響の程度 が著しいものとなるおそれあり</li> </ul>			
	水環境	正質	・工事において汚染底質を拡散させるお それあり ・底質の移動等を発生させ性状が変化し、 その影響の程度が著しいものとなるお それあり		=	
		地下水	・周辺の地下水位、水質の変化を生じさ せ、その影響の程度が著しいものとな るおそれあり	環境の保 点から法 上り指定	環境の保全の観 点から法令等に より指定された	
	±	地形・地質	<ul><li>・大規模な地形の改変を伴い、その影響 の程度が著しいものとなるおそれあり</li></ul>		地域又は対象が 存在する	
	土壤環境・そ	地雅	・周辺の地下水位の変化を生じさせ、地 盤沈下の程度が著しいものとなるおそ れあり ・大規模な地盤の変形を伴い、その影響	2		
	の他の環境	土壌	の程度が著しいものとなるおそれあり ・ 丁事において汚染土壌を拡散させるお それあり ・ 大規模な土壌改変を伴い、その影響の 程度が著しいものとなるおそれあり	やすい地域又は		
	歌为针	9、有代49	・重要な種の生息・生育環境の改変 ・長大構造物による生息場所やネットワークの分断、所作化 ・重要な種が特別に利用する地域での障害(渡りルート等)	環境影響を受け やすい種等が存在する	存在する	目されている極 等が存在する
	生相	i.K.	<ul> <li>・重要な生息・生育環境の必要</li> <li>・長大構造物による生息場所や生態系ネットワークの分断、断片化</li> <li>・生物が特別に利用する地域での障害(渡りルート等)</li> <li>・河川、海域の流砂系の改変 等</li> </ul>	環境影響を受け やすい場が存在 する	環境の保全の観点から法令等に より指定された 場が存在する	法令等により指定されていない が地域により注 目されている場 が存在する
	投布	1	・景観資源、眺望点を直接改変 ・眺望点と景観資源の間に長大構造物、 高構造物が出現することによる眺めの 変化 ・視認性の高い長大構造物、高構造物に ・視認性の高い長大構造物、高構造物に	環境影響を受け やすい地域又は 対象が存在する	環境の保全の観点から法令等に 上り指定された 地域又は対象が 存在する	定されていない が地域により重 要な場として選 定すべき地域又
	人と触れ	自然との	よる周辺からの眺めの変化 ・触れ合い活動の場を直接的に改変 ・触れ合い活動の場の環境質。アクセス 特性を改変			は対象が存在する
	BEN	<b>E物等</b>	・一般・産業廃棄物, 残土の排出量の程 度が著しいもの	=	==	=
	地名	2効果ガス等	・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの		2 -	=

改定前	<b>改</b> 5	定後
	表 5 計画段階配慮事項に係る調査.	予測及び評価手法
	調查すべき情報 調查	方法 調査地域
	※	整理又は解析に 等により定められ 5環境要素にかかっ こかかるものにつ を統合等により定 生を踏まえ、適切
	<b>予测</b> 方法	子測地域
	<ul> <li>環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法</li> <li>・定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法</li> </ul>	・調査地域のうちから適切に選定された地域
	a平 (m ·	の手法
	影響の程度を整理し、及び比較する手法 ・ 位置等に関する複数案が設定されていない場合」 に及ぶおそれがある影響が、対象事業を実施し 避され、又は低減されているかどうかを評価する。 ・ 福岡県又は国が実施する環境の保全に で基準又は目標が示されている場合には、当該、	当該設定されている案ごとの選定事項について環境 は、対象事業の実施により、適定事項に係る環境要素 ほうとする者により実行可能な範囲内でできる限り回 3手法 関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関し 基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにし の間に整合が図られているかどうかを評価する手法
	注)生態系に関する考え方 生態系については、重要な自然環境のまとまりをも のとする。	易として把握し、これらに対する影響の程度を把握するも
	区分	重要な自然環境のまとまりの場
	人為的な改変をほとんど受けない自然環境,一度改変 すると回復が困難な脆弱な自然環境 減少又は劣化しつつある自然環境	自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸 等 里地里山 (二次林、人工林、農地、ため池、草原等)
	地域において重要な機能を有する自然環境 地域を特徴づける重要な自然環境	並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等 水原涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び 土砂崩落防止機能を有する砂地等 都市に残存する樹林地及び港地(斜面林、社寺林、屋 敷林等)並びに水辺地等

#### 改定前 改定後 表 3 参考項目 表3-1 道路、鉄道・軌道 表 6 参考項目 事業の種類 道路、鉄道·軌道 表6-1 道路, 鉄道・軌道 影響要因の区分 工事の実施 存在·供用 事業の種類 道路、鉄道·軌道 建設工 資材等 構造物の存在 自動車の 列車の走 影響要因 事の実運搬車 影響要因の区分 工事の実施 存在·供用 走行 両の走 (地上 (高架 (鉄道・軌 (道路事 構造物 自動車 列車 資材等 環境要素 影響要因 式.) 業) 道事業) の存在 の走行 の走行 運搬 工事 二酸化窒素 0 車両 鉄道・ 環境要素 の実施 道路事業 地上式》 (高架式 二酸化硫黄 の走行 軌道事業) 浮遊粒子状物質 0 二酸化窒素 0 大気質 粉じん等 0 0 二酸化硫黄 有害物質 大気質 浮遊粒子状物質 0 0 0 粉じん等 (地下を走 有害物質 騒音 0 0 0 行する場 0 大気環境 合を除く) 地下を走行 経音 0 0 0 $\circ$ 大気環境 する場合を除 騒音 (橋梁又は (橋梁又は <> 騒音 \_低周波音 高架構造 高架構造 0 0 の場合に の場合に 橋梁又は高 橋梁又は高 超低周波音 限る) 限る) 架構造の場 架構造の場 合に限る) 合に限る) 0 0 振動 0 0 振動 0 0 0 0 悪臭 悪臭 環境の自然的構 その他の大気環境 成要素の良好な その他の大気環境 水の汚れ 状態の保持 (生物学的酸素要求 環境の自然的構 水の汚れ 量(BOD)、化学的酸 成要素の良好な 生物学的酸素要求量 状態の保持 素要求量(COD)) 水の濁り 化学的酸素要求量) 水質 水の濁り (浮遊物質量(SS)) 水質 浮遊物質量 水環境 富栄養化 富栄養化 水環境 有害物質 (全窒素、全りん) 有害物質 底質 底質 地下水 地下水 その他の水環境 地形、地質 0 0 0 その他の水環境 地盤 地形·地質 0 0 0 土壌環 土壌 境、その 地盤 0 日照阻害 他の環境 その他 土壤環境 土壌 風況 その他の環境 の環境 日照阻害 0 その他 風況 生物の多様性の 動物 0 0 0 の環境 確保及び自然環 植物 0 0 0 シャドーフリッカー 境の体系的保全 生態系 0 0 0 生物の多様性の動物 0 0 0 人と自然との豊 確保及び自然環植物 景観 0 0 0 0 0 境の体系的保全生態系 かな触れ合いの 人と自然との触れ合いの活動の場 0 0 0 0 0 確保 廃棄物等 0 0 0 人と自然との聖か 廃棄物等 残土 0 な触れ合いの確保 人と自然との触れ合いの活動の場 0 0 廃棄物等 0 環境への負荷 廃棄物等 二酸化炭素 残土 0 その他の温室効果 環境への負荷 温室効果ガス等 二酸化炭素 ガス 温室効果ガス等 その他の温室効果ガス

# 改定前 表3-2 ダム・堰 事業の種類 ダム・堰

		美の種類				. 堰	
	影響要	要因の区分		工事	の実施	存在	・供用
環境要	 素	5	影響要因 —————————	建設工事 の実施	資材等運搬 車両の走行		堰の存在・ 供用
環境要			二酸化窒素				
		大気質	浮遊粒子状物質				
		人以貝	粉じん等	0	0		
	上与理坛		有害物質				
	大気環境	騒音	騒音 低周波音	0	0		
			区内灰日				
		振動		0	0		
		悪臭					
		その他の大					
環境の自然的構 成要素の良好な 状態の保持	水環境		水の汚れ (生物学的酸素要求 量(BOD)、化学的酸 素要深量(COD))				
<b>仏態の体持</b>		水質	水の濁り (浮遊物質量(SS)) 宮営業化	0		0	0
			富栄養化 (全窒素、全燐)			0	0
			有害物質				
		底質 地下水					0
							0
		その他の水環境					
	1 1 * + ***	地形、地質	•			0	0
		地盤					
	土壌環境、	土壌					
	その他の 環境		日照阻害 風況				
生物の多様性の	動物			0		0	0
確保及び自然環	植物			0		0	0
境の体系的保全	生態系			0		0	0
人と自然との豊 かな触れ合いの	景観					0	0
確保	人と自然と	の触れ合い		0		0	0
	ᅉᅔᄴᄽ		廃棄物等	0			
	廃棄物等		残土	0			
環境への負荷	温室効果が	ブス等	二酸化炭素 その他の温室効果 ガス				
			ガス				

1000	事美	作の種類			ダ.	ム・堰	
	影響團	要因の区	分	工事の	D実施	存在	·供用
環境要素	_		影響要因	建設工事の実施	資材等 運搬車両 の走行	ダム の存在・供用	域の存在・供 用
	7		二酸化窒素				
		4	二酸化硫黄				
		大気質	浮遊粒子状物質				1
			粉じん等	0	0		
	上午程体		有害物質				
	大気環境	100	騒音	0	0		
	0.00	騒音	超低周波音				
		振動		0	0		
		悪臭				1	
		その他	の大気環境				1
環境の自然的構	水環境		水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				
成要素の良好な 状態の保持		水質	水の濁り (浮遊物質量)	0		0	0
			富栄養化 (全窒素, 全 <u>りん</u> )			0	0
			有害物質				
		底質	77.7				0
		地下水					0
		その他の水環境					
		地形·地質				0	0
		地盤					
	土壌環境、その他の	土壌					
	環境	その他	日照阻害				
		の環境	風況				
		11/1/19	シャドーフリッカー				
生物の多様性の	動物			0		0	0
確保及び自然環	植物			0		0	0
境の体系的保全	生態系			0		0	0
人と自然との豊か	景観					0	0
な触れ合いの確保	人と自然と	との触れ	合いの活動の場	0		0	0
	廃棄物等		廃棄物等	0			
環境への負荷	2425 122 17		残土	0		-	
	温室効果	ガス等	二酸化炭素				
		Sech 3	その他の温室効果ガス			1	

改定後

表3-3 河川工事

		の種類			河川工事	
	影響要	因の区分	4 687 TO TO		の実施	存在•供用
環境要	 素	<b>景</b>	<b>/響要因</b>	建設工事の 実施	資材等運搬 車両の走行	河川護岸の 存在
			二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
		上午所	浮遊粒子状物質			
		大気質	粉じん等	0	0	
			有害物質			
	大気環境					
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	L	騒音	0	0	
		騒音	低周波音			
		1= 71				
		振動		0	0	
		悪臭	一与理技	<b>.</b>		ļ
	<b> </b>	その他のブ	「気境境 ┃水の汚れ	1		1
			(生物学的酸素要			
環境の自然的構			求量(BOD)、化学			
或要素の良好な はなのはま			的酸素要求量			
状態の保持		水質	水の濁り (浮遊物質量(SS))	0		
	水環境		富栄養化			
			(全窒素、全燐)			
			有害物質			
		底質				
		地下水	一			
		その他のオ				_
		地形、地質				0
	土壌環境、	土壌				
	その他の	土坡	日照阻害			
	環境	その他の	風況	<b>-</b>		
		環境	///b			
<b>生物の夕せ料</b> の	動物	1		0		0
生物の多様性の 確保及び自然環				0	1	0
境の体系的保全	生態系			0		0
人と自然との豊	景観			<del>                                     </del>	1	0
かな触れ合いの		の触れ合い	の活動の場	0	<del>                                     </del>	0
確保	, CIMC	/Длодо	<b>廃棄物等</b>	0		<del>                                     </del>
	廃棄物等		残土	0		1
	222/12/17		/~-	l Ŭ		
環境への負荷			二酸化炭素	1		
	  温室効果/	iス等	その他の温室効果			
	''''		ガス			ļ

表6-3 河川工事

	事業の種類				河川工事				
	影響要	医因の区	分	工事	の実施	存在·供用			
環境要素	_	_	影響要因	建設工事 の実施	資材等運搬車両 の走行	河川護岸 の存在			
		7 1	二酸化窒素						
		land.	二酸化硫黄						
		大気質	浮遊粒子状物質						
			粉じん等	0	0				
	十年理由		有害物質						
	大気環境	E2.32	騒音	0	0				
		騒音	超低周波音						
		振動		0	0				
	1	悪臭							
		その他	の大気環境						
環境の自然的構	水環境		水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						
成要素の良好な 状態の保持		水質	水の濁り (浮遊物質量)	0					
			富栄養化 (全窒素, 全りん)						
			有害物質						
		底質							
		地下水							
		その他	の水環境			40			
	土壌環境、その他の	地形·地質				0			
		地盤							
		土壌							
	環境	Z.O.W.	日照阻害						
		その他の環境	風況						
		** ON OR	シャドーフリッカー						
生物の多様性の	動物			0		0			
確保及び自然環	植物			0		0			
境の体系的保全	生態系			0		0			
人と自然との豊か	景観					0			
な触れ合いの確保	人と自然	の触れ	合いの活動の場	0		0			
	<b>  大変          </b>		廃棄物等	0					
理接るの色だ	廃棄物等		残土	0					
環境への負荷	坦安林田	ドッケ	二酸化炭素						
	温室効果	刀人等	その他の温室効果ガス						

表3-4 飛行場

		の種類				飛行場			
	影響要	因の区分		工事	の実施		存在·供	用	
環境要	素		影響要因	建設工事 の実施	資材等運搬 車両の走行		航空機の 運航	飛行場の旅 設の供用	
			二酸化窒素	0			0	0	
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
		大気質	粉じん等	0	0				
			有害物質						
			7 177 9						
	大気環境		騒音	0	0		0		
		騒音	低周波音		<del></del>				
		州以 日							
		振動		0	0				
		悪臭		0					
		その他の	十年理培					0	
		ての他の	人式環境 水の汚れ						
			(生物学的酸素要求					0	
環境の自然的構			量(BOD)、化学的酸					0	
成要素の良好な			素要求量(COD))						
状態の保持		水質	水の濁り	0					
		/N.A.	(浮遊物質量(SS)) 富栄養化					設の供用	
	水環境		(全窒素、全燐)						
			有害物質						
		底質							
		地下水							
		その他の	水環境						
		地形、地質				0			
		地盤							
	土壌環境、	土壌							
	その他の		日照阻害						
	環境	その他の	風況						
		環境	124750						
生物の多様性の	動物		1			0			
産保及び自然環	植物					0			
境の体系的保全	牛熊系					0	1		
人と自然との豊	景観					0			
かな触れ合いの		の針と今に	 \の活動の場			0			
確保	八〇日公〇	いがはんしらし		_		U			
	家套师笠		廃棄物等	0					
	廃棄物等		残土	0					
環境への負荷			- TA //. LU =						
~~~~			二酸化炭素					U	
	温室効果だ	ĭス等	その他の温室効果 ガス					0	
			~~		<del>                                     </del>	<b>-</b>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	

表6-4 飛行場

	事3	業の種類		飛行場							
	影響事	要因の区	分	工事	の実施		存在·供用				
環境要素	\	_	影響要因	建設工事の実施	資材等 運搬車両 の走行	飛行場 の存在	航空機 の運航	飛行場の施設の供用			
			二酸化窒素	0			0	0			
			二酸化硫黄				11 4 21				
		大気質	浮遊粒子状物質								
		43	粉じん等	0	0						
	大気環境		有害物質					TI			
	人又環境	騒音	騒音	0	0		0				
	100	与法百	超低周波音		100		1 - 0 (				
		振動		0	0						
		悪臭									
		その他の大気環境					/ T = 1				
環境の自然的構 成要素の良好な 大態の保持			水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)					0			
	J. Am	水質	水の濁り (浮遊物質量)	0							
	水環境	1 1	富栄養化 (全窒素,全りん)								
	77.		有害物質								
		底質									
	1 × 1	地下水						飛行場の施設の供用			
		その他の	の水環境								
		地形・地	9質			0					
		地盤					0				
	土壌環境、その他の	土壌									
	環境	その他	日照阻害					1			
		の環境	風況								
			シャドーフリッカー		1						
生物の多様性の	動物					0					
	植物					0					
境の体系的保全	生態系					0					
人と自然との豊か	景観			5 1		0					
な触れ合いの確保	人と自然	上の触れ	合いの活動の場			0					
	廃棄物等		廃棄物等	0							
環境への負荷	光米物寺		残土	0							
A PER CO. SCAN	温室効果	ガス等	二酸化炭素		1/2 /			_			
	温土加木	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	その他の温室効果ガス					0			

改定前 改定後

			<b>≨</b> ( <b>※</b> 1)				o + "	4.10 Art	
		の種類		一市	の事物	工 <u>;</u>	易·事業		
	<b>彰晉晏</b>	因の区分	》 影響要因	建設	の実施 資材等	造成地•	下水	存在・供用 ごみ焼却施	原料·製品
環境要	 素		彩音安囚	廷事 の実 施	質機車 両の走 行	造成地 施設の 存在	処場の働	設、発電所及びその他の工場の稼働	等搬入出 事両の走 行
			二酸化窒素					0	
			二酸化硫黄					0	
		大気質	浮遊粒子状物質					0	
		八人人	粉じん等	0	0				0
			有害物質					0	
	大気環境								
	121111111111111111111111111111111111111		騒音	0	0		0	0	0
		騒音	低周波音						
		作手		_					_
		振動 悪臭		0	0		0	0	0
環境の自然的構 成要素の良好な		C 07 12 0	水の汚れ (生物学的酸素要求 量(BOD)、化学的酸 素要求量(COD))				0	0	
犬態の保持		水質	水の濁り (浮遊物質量(SS))	0			0	0	
1	水環境		富栄養化 (全窒素、全燐)				0	0	
		底質	有害物質				0	0	
		地下水							
			D水環境						
		地形、地	] [ ]			0			
	土壌環	地盤 土壌			-		-		
	境、その	工場	日照阻害				-		
	他の環境	その他	風況						
		の環境	/3W//U			<u> </u>			
生物の多様性の	動物					0			
確保及び自然環	植物					Ö			
境の体系的保全	生態系					0			
人と自然との豊	景観					0			
かな触れ合いの		- O finds	へいの注動の担						
在保 .	人と日然と	しい用出れた	合いの活動の場			0			
	<b>皮 森                                   </b>		廃棄物等	0			0	0	
	廃棄物等		残土	0					
環境への負荷			二酸化炭素				0	0	
	温室効果	ガス等	一般化灰素 その他の温室効果ガ ス				0		
			^						

(※1) 発電所、下水道終末処理場、ごみ焼却施設、工場又は事業場

表6-5 工場·事業場等(※1)

	事業	きの種類				I	場・事業	[場等		
	影響要	医因の区	分	工事(	の実施			存在·供用		
環境要素	\	_	影響要因	建設 工事 の実施	資材等 運搬 車両 の走行	造成地 ・施設 の存在	下水 処理場 の稼働	ごみ焼却施設。 発電所及び その他の工場 の稼働	原料・ 製品等 搬入出車 の走行	
	-		二酸化窒素	- 1				0	-	
			二酸化硫黄			127		0		
		大気質	浮遊粒子状物質	Ų.	j ti	TE C	100	0		
		1	粉じん等	0	0	DE E	7		0	
	大気環境		有害物質		IT.			0		
	人对環境	騒音	騒音	0	0		0	0	0	
		判虫 百	超低周波音		1	JE?			1	
		振動		0	0	$0\pm 6$	0	0	0	
		悪臭					0	0		
		その他の	の大気環境		16-	100	5.		. —	
環境の自然的構			水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				0	0		
成要素の良好な 状態の保持		水質	水の濁り (浮遊物質量)	0			0	0		
	水環境		富栄養化 (全窒素、全 <u>りん</u> )				0	0		
			有害物質		V	$2\pm 9$	0	0		
		底質				24.4			搬入出車の走行	
		地下水	Villago por transfer of			JEZ			搬入出車の走行	
		その他	の水環境		,1	4-4			-	
		地形·地	<b>.</b> 質			0				
	No. of Contract	地盤				7.59			7	
	土壌環境。その他の	土壌				SES				
	環境	204	日照阻害							
		その他の環境	風況			DEG				
		T OK 3	シャドーフリッカー	1111		150	1			
生物の多様性の	動物				11 11	0				
確保及び自然環	植物				1	0				
境の体系的保全	生態系					0				
人と自然との豊か	景観					0				
な触れ合いの確保	人と自然と	の触れ	合いの活動の場	15.7	e 1	0	10.7			
	廃棄物等		廃棄物等	0		JAI	0	0		
環境への負荷	光米物等		残土	0			7.77			
ARが、い見刊	温室効果:	ガフ笙	二酸化炭素	1	φ <u>=</u> :	VIII.	0	0		
	//////////////////////////////////////	ハヘサ	その他の温室効果ガス		, -	7 = 1	0			

(※1) 発電所(風力発電所及び太陽光発電所を除く), 下水道終末処理場, ごみ焼却施設, 工場又は事業場

改定前				改定征	<b>发</b>			
	#0.00	L 00 715 -	4					
	表6-6 風			5	_	南土	24 信用	
			業の種類		- th.		<u>発電所</u>	# m
		彭普	要因の区		工事の	人夫他	存在・	出出
	環境要素	_	_	影響要因	建設工事 の実施	資材等 運搬車両 の走行	<u>風力発電施設</u> <u>の存在</u>	施設 の稼働
			_	二酸化窒素				
				二酸化硫黄				
			大気型	三敗北領東				
			ZXI	粉じん等	Q	0		
				有害物質		ν.		
		大気環境		<u>有音初具</u> <u>騒音</u>	Q	0	1	Q
		1100	騒音	超低周波音				0
			振動	KE IN IN IL	Q	Q	1	
			悪臭			2		
				の大気環境				
	環境の自然的植	環境の自然的機 成要素の良好な 状態の保持 水環境		水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				
	成要素の良好な 状態の保持		水質	水の濁り (浮遊物質量)	Q			
			117	<u>富栄養化</u> (全窒素, 全りん)				
				有害物質				
			底質					
			地下力					
				の水環境		4,000		
			地形·	地質			Q	
		- 40 TE /A	地盤					
		土壌環境 その他の 環境	土壌	To see and				
		環境	その他	日照阻害				
			の環境	9 風流				-
		<b>運動 #</b> /m		シャドーフリッカー				Q
	生物の多様性の確保及び自然環	拉克物					0	
	境の体系的保全	生能 玄					0	
		FE 4-10					0	_
	人と自然との豊か な触れ合いの確係		トの命かり	1合いの活動の場			<u>Q</u>	
	TOTAL DE LA SERVICIO	23512		<u>廃棄物等</u>	Q		2	_
		廃棄物等	Ē	残土	0	2	1	
	環境への負荷		552.546	二酸化炭素	2			Q
		温室効果	ガス等	その他の温室効果ガス			1	<u>U</u>

改定前				改定征	 发			
	_表6-7 太[	<b>得火杂</b> 便	of a				J. T.	
	40 / 🔊		業の種类	ā		太陽光	<b>全雷</b> 斯	
			要因の区		丁惠(	0実施	存在・	<b>供田</b>
		BZ 101	20107	影響要因				DVIII.
	環境要素		\	WEXE.	造成工事 の実施	資材等 運搬車両 の走行	太陽光 発電施設 の存在	施設 の稼働
				二酸化窒素				
				二酸化硫黄				
			+===					
	1 0 4		人又是	浮遊粒子状物質	_	-		
		12.14		粉じん等	Q	Q		
		大気環境		有害物質				
		-	騒音	騒音	0	0		
			-	超低周波音				
			振動		Q	Q		
			悪臭					
		1	その世	の大気環境		(1	11	
	環境の自然的構			水の汚れ (生物学的酸素要求量。 化学的酸素要求量)				
	成要素の良好な <u>状態の保持</u>	9	水質	水の濁り (浮遊物質量)	٥			
		水環境		<u>富栄養化</u> (全窒素, 全りん)				
			-	有害物質				
			底質					
			地下办					
	The state of the s			の水環境				
		1	地形…	地質			Q	
		- 10 TE 10	地盤					
		土壌環境 その他の	土壌	To anno 12	V			
		環境		旦照阻害				
			<u>その他</u> の環境	風況				
	·			シャドーフリッカー				
	生物の多様性の	動物					Q	
	確保及71日外標	お面 50m					Q	
	境の体系的保全						Q	
	人と自然との豊か	景観					Q	
	な触れ合いの確保	人と自然	との触れ	こ合いの活動の場			Q	
		cts att the ten		廃棄物等	Q			-
	1914	廃棄物等		残土	Q			
	環境への負荷		11-44	二酸化炭素				Q
		温室効果	カス等	その他の温室効果ガス				~
				TO THE WAY				

表3-6 廃棄物最終処分場

		美の種類				<b>棄物最終処</b>			
	影響要	関の区分			の実施		存在·供		
環境要	 素		影響要因	建設工 事の実 施	資材等運 搬車両の 走行	最終処分 場の存在	廃棄物 の埋立 て	廃棄物運 搬車両の 走行	
			二酸化窒素						
			二酸化硫黄						
		大気質	浮遊粒子状物質						
		八刈貝	粉じん等	0	0		0	0	
			有害物質						
	大気環境		EV						
		騒音	<u>版</u> 音	0	0		0	0	
		海虫 曰	低周波音					-	
		振動		0	0		0	0	
		悪臭					Ō		
		その他の大							
環境の自然的構 成要素の良好な 犬態の保持			水の汚れ (生物学的酸素要求 量(BOD)、化学的酸 素要求量(COD))			O (海面埋立 に限る)	0		
		水質	水の濁り (浮遊物質量(SS))	0			0		
	水環境		富栄養化 (全窒素、全燐)			O (海面埋立 に限る)	0		
			有害物質				0		
		底質							
		地下水							
		その他の水	環境						
		地形、地質				0			
	土壌環境、	地盤							
	エ塚塚坑、その他の	土壌	1						
	環境	その他の 環境	日照阻害 風況						
生物の多様性の	動物	<u> </u>	I	0		0			
生物の多様性の確保及び自然環	植物			0		0			
境の体系的保全	生態系			0		0			
人と自然との豊	景観					0			
かな触れ合いの 確保	人と自然と	の触れ合い	の活動の場	0		0			
			廃棄物等	0					
	廃棄物等		残土	0					
環境への負荷			二酸化炭素				0		
	温室効果だ	ブス等	一酸化灰茶 その他の温室効果 ガス				0		

表6-8 廃棄物最終処分場

	事多	業の種類			廃到	<b>E</b> 物最終処分	分場		
	影響到	要因の区	分	工事の	の実施		存在・供用		
環境要素	_		影響要因	建設工事の実施	資材等 運搬車両 の走行	最終処分 場の存在	廃棄物 の埋立て	廃棄物 運搬車両 の走行	
			二酸化窒素						
			二酸化硫黄	5 1 1				16	
		大気質	浮遊粒子状物質						
		1	粉じん等	0	0		0	0	
	十与理块		有害物質					1 74	
	大気環境	100 100 1	騒音	0	0		0	0	
		騒音	超低周波音						
	63	振動		0	0		0	0	
		悪臭					0		
		その他の大気環境							
環境の自然的構 或要素の良好な 状態の保持			水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)		0 0 0 0				
		水質	水の濁り (浮遊物質量)	0			0		
	水環境		富栄養化 (全窒素,全 <u>りん</u> )			(海面埋立	0		
			有害物質				0		
		底質	17 10 10 25						
	100	地下水						葉物 連楽神 での走行	
	100	その他の	の水環境	-					
		地形·地	<b>.</b> 質			0			
		地盤							
	土壤環境、	土壌							
	その他の環境		日照阻害	\$ TE					
		その他の環境	風況						
		マノルボール	シャドーフリッカー						
生物の多様性の	動物			0		0			
確保及び自然環	植物			0		0			
境の体系的保全	生態系			0		0			
人と自然との豊か	景観			Q		0			
な触れ合いの確保	人と自然	との触れ	合いの活動の場	0		0			
7	廃棄物等		廃棄物等	0			E		
環境への負荷	光未物等		残土	0				1.00	
来が、ハンド山	温室効果	ガス等	二酸化炭素				0		
	二二八木	いハサ	その他の温室効果ガス	2 11			0		

表3-7 埋立•干拓

		の種類		埋立・干拓						
	影響要	因の区分			事の実施					
環境要	<u> </u>		影響要因	埋立工事 の実施	作業船の稼働及び 資材等運搬車両の		施設の供 用			
垛况女:	**		- Thu		走行					
			二酸化窒素							
			二酸化硫黄							
			浮遊粒子状物質							
		大気質	粉じん等	0	〇 (資材等運搬車両 の走行に限る)					
			有害物質							
	大気環境		EV +>							
		E ₹ ++	騒音	0	0		0			
		騒音	低周波音				<del> </del>			
			ļ		0		-			
		振動		0	(資材等運搬車両 の走行に限る)		用 - O - O			
		悪臭								
		その他の大気環境								
環境の自然的構 成要素の良好な 犬態の保持			水の汚れ  (生物学的酸素要求  量(BOD)、化学的酸  素要求量(COD))			0	0			
		水質	水の濁り (浮遊物質量(SS))	0	〇 (作業船の稼働に 限る)					
	水環境		富栄養化 (全窒素、全燐) 有害物質			0				
		底質								
		地下水								
		その他のオ	〈環境							
		地形、地質				0	1			
		地盤								
	土壌環境、	土壌								
	その他の		日照阻害				1			
	環境	その他の	風況	l			<b>†</b>			
		環境								
上版の女性性の	動物		•	0		0				
生物の多様性の 確保及び自然環	植物			0		0	t			
	生態系			0		0	<del>                                     </del>			
人と自然との豊	景観			l –		0	+			
かな触れ合いの 確保	人と自然と	の触れ合い	の活動の場	0		0	$\vdash$			
IN PER			廃棄物等	0						
	廃棄物等		残土							
環境への負荷			一融ル出事							
	温室効果力	うな等	二酸化炭素 その他の温室効果 ガス							

表6-9 埋立·干拓

	事為	準の種類			埋立·干拓		
	影響要	関の区	分	I	事の実施	存在	供用
環境要素	_	_	影響要因	埋立工事の実施	作業船の稼働及び 資材等運搬車両 の走行	埋立地 の存在	施設 の供用
-			二酸化窒素				0
	7 - 1		二酸化硫黄				
		2.11	浮遊粒子状物質				
		大気質	粉じん等	0	〇 (資材等運搬車両 の走行に限る)		
	上午押4		有害物質				
	大気環境	E X .***	騒音	0	0		0
		騒音	超低周波音				1
		振動		0	〇 (資材等運搬車両 の走行に限る)		0
	9	悪臭		-	b		
			の大気環境				[-
環境の自然的構 艾要素の良好な 犬態の保持			水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)		0	0	
	水環境	水質	水の濁り (浮遊物質量)	0	○ (作業船の稼働に 限る)		立地 存在 施設 の供用 〇
	N 198 198			富栄養化 (全窒素。全りん)			0
		ada met	有害物質			「本本 の供用	
		底質					施設の供用
	13 12	地下水	O to time the				
		地形・地	の水環境				
		地盤	S.M.			U	
	土壤環境	土壌					
	その他の環境		日照阻害				
	A来 4兒	その他	風況				
	2.04	の環境	シャドーフリッカー				
生物の多様性の	動物			0		0	
確保及び自然環	植物			0			
境の体系的保全	生態系			0		0	
人と自然との豊か	景観					0	
な触れ合いの確保	人と自然と	の触れ	合いの活動の場	0		0	
	廃棄物等		廃棄物等	0			
環境への負荷	元未切守	2.4	残土	1-1-1	1		
OK-SE TO SE IN	温室効果:	ガス等	二酸化炭素		3		
	"二王"	- ( ) 11	その他の温室効果ガス		1 1		-

表3-8 各種造成事業(※2)

		の種類				種造成事			
	影響要	因の区分		工事の	の実施	存	<u>存・供</u>		
			影響要因	造成工事	資材等運	造成地·施	施設の	施設関連車両の対	
環境要	 素			の実施	搬車両の 走行	設の存在	稼働	単岡のス  行	
			二酸化窒素		72.17		0	1.2	
			二酸化硫黄				ō		
		1 – ==	浮遊粒子状物質				Ŏ		
		大気質	粉じん等	0	0			0	
			有害物質						
	大気環境								
	人对垛块		騒音	0	0			0	
		騒音	低周波音						
		振動		0	0			0	
		悪臭							
		その他の大気環境							
環境の自然的構			水の汚れ (生物学的酸素要求 量(BOD)、化学的酸						
成要素の良好な 状態の保持		水質	素要求量(COD)) 水の濁り (浮遊物質量(SS))	0					
	水環境		富栄養化 (全窒素、全燐) 有害物質						
		底質	<b>计日初</b> 县						
		地下水	l am id-						
		その他のス				_			
		地形、地質	Į.			0			
	土壌環	地盤							
	境、その他の環境	土壌 その他の 環境	日照阻害						
		冰坎							
生物の多様性の	動物					0			
確保及び自然環	植物					0			
境の体系的保全						0			
人と自然との豊	景観					0			
かな触れ合いの 確保	人と自然と	の触れ合し	いの活動の場			0			
			廃棄物等	0					
	廃棄物等		残土	0					
環境への負荷			二酸化炭素				0		
	温室効果	ガス等	その他の温室効果 ガス				0		

(※2) 土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、運動場又はレクリエーション施設、住宅団 地の造成、その他の土地の造成

表6-10 各種造成事業(※2)

	事美	その種類			名	種造成事	業		
	影響要	要因の区	分	工事の	の実施		存在·供用		
環境要素	_	-	影響要因	造成工事 の実施	資材等 運搬車両 の走行	造成地・ 施設の 存在	施設の 稼働	施設関連 車両の 走行	
			二酸化窒素				0		
			二酸化硫黄				0		
		大気質	浮遊粒子状物質				0		
		-	粉じん等	0	0			0	
	· · · ·		有害物質		77.5		-0-4		
	大気環境	No. in 1	騒音	0	0			0	
		騒音	超低周波音					車両の走行	
		振動		0	0			車両の走行	
		悪臭							
		その他の大気環境							
環境の自然的構 或要素の良好な 状態の保持			水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						
		水質	水の濁り (浮遊物質量)	0					
	水環境		富栄養化 (全窒素、全りん)		17				
			有害物質						
		底質			. = !	7			
		地下水							
		その他の水環境							
		地形·地	也質			0			
		地盤							
	土壌環境、その他の	土壌							
	環境		日照阻害		4 - 4				
		その他の環境	風況						
		071×196	シャドーフリッカー						
生物の多様性の	動物					0			
確保及び自然環	植物					0			
境の体系的保全	生態系					0			
人と自然との豊か	景観					0			
な触れ合いの確保	人と自然と	との触れ	合いの活動の場		( 4)	0			
	皮革物生		廃棄物等	0					
環接への負荷	廃棄物等		残土	0					
環境への負荷	汨索林里	ガフ学	二酸化炭素				0		
	温室効果	ハヘザ	その他の温室効果ガス				0		

(※2) 土地区画整理事業,流通業務団地造成事業,運動場又はレクリエーション施設。 住宅団地の造成、その他の土地の造成

# 表3-9 土石採取

	工石採取 事業	・ きの種類			土石採取	
	工石採取 工事の実施 存在・供用					
影響要因の区分			影響要因		土石運搬車	
環境要素			沙目文四	実施	両の走行	の利用
~.22			二酸化窒素			
		大気質	二酸化硫黄			
環境の自然的構 成要素の良好な	I .		浮遊粒子状物質			
			粉じん等	0	0	
			有害物質			
			有古物具			
		騒音	 騒音	0	0	
			低周波音			
			区间灰目			
		振動		0	0	
		悪臭		0	0	
		悉吴 その他の大気環境				
		てい他のフ	「気境境 ┃水の汚れ			
			(生物学的酸素要求			
			量(BOD)、化学的酸			
			素要求量(COD))			
状態の保持		水質	水の濁り	0		
		小貝	(浮遊物質量(SS)) 富栄養化			
			(全窒素、全燐)			
			有害物質			
			17 11 1/2 5			
		<u></u> 底質	!			
		地下水				
		その他の水環境				
		地形、地質				0
		地盤				0
		土壌				
		工场	口吸加宝			
		その他の 環境	日照阻害			
			風況			
	重	<u> </u>				
生物の多様性の	地物					0
確保及び自然環 境の体系的保全	性物 比較表					0
人と自然との豊						0
人と日然との量 かな触れ合いの	景観					0
確保	人と自然と	この触れ合いの活動の場				0
環境への負荷	廃棄物等		廃棄物等	0		
			残土	0		
	温室効果ガス等		二酸化炭素			
			その他の温室効果ガス			
						i

# 表6-11 土石採取

事業の種類 影響要因の区分				土石採取			
				工事の実施		存在·供用	
環境要素	_	_	影響要因	土石採取 の実施	土石運搬車両 の走行	採石場跡地 の利用	
環境の自然的構 変要素の 自 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	大気環境	大気質	二酸化窒素				
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質			9	
			粉じん等	0	0		
			有害物質			-	
		騒音	騒音	0	0		
			超低周波音				
		振動		0	0		
		悪臭					
		その他の大気環境				6	
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				
			水の濁り (浮遊物質量)	0			
			富栄養化 (全窒素、全りん)				
			有害物質				
		底質					
		地下水					
		その他の水環境					
	土壌環境、その他の環境	地形·地質				0	
		地盤					
		土壌					
		その他 の環境	日照阻害				
			風況				
			シャドーフリッカー				
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全	動物					0	
	植物					0	
	生態系				1	0	
人と自然との豊か な触れ合いの確保	景観					0	
	人と自然との触れ合いの活動の場				0		
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス等		廃棄物等	0			
			残土	0			
			二酸化炭素				
			その他の温室効果ガス			)-	

#### 改定前 改定後 表3-10 港湾計画 表6-12 港湾計画 事業の種類 事業の種類 港湾計画 港湾計画 影響要因の区分 存在·供用 影響要因の区分 存在·供用 影響要因 主要な | 主要な | 埋立 | 主要な水 | 主要な旅客 | 主要な路 主要な 主要な 水域施 外郭施 地の 域施設又 施設、荷さ 港交通 設の存 設の存 存在 は係留施 ばき施設又 施設の 主要な 主要な 影響要因 水域施設 旅客施設 主要な 外郭 埋立地 水域 又は 荷さばき施設 臨港交通 施設 の存在 環境要素 施設 設の供用 は保管施設 供用 在 環境要素 係留施設 又は保管施 施設の供用 の存在 の存在 の供用 の供用 設の供用 二酸化窒素 $\circ$ 二酸化窒素 0 0 0 二酸化硫黄 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 大気質 浮遊粒子状物質 大気質 粉じん等 粉じん等 有害物質 有害物質 大気環境 大気環境 0 騒音 0 騒音 超低周波音 騒音 低周波音 振動 0 悪臭 振動 0 悪臭 その他の大気環境 その他の大気環境 水の汚れ 水の汚れ (生物学的酸素要求量 0 0 0 (生物学的酸素要求 0 化学的酸素要求量) 環境の自然的構 量(BOD)、化学的酸 環境の自然的構 成要素の良好な 素要求量(COD)) 成要素の良好な 水質 水の濁り 状態の保持 水の濁り 状態の保持 水質 (浮遊物質量) (浮遊物質量(SS)) 富栄養化 水環境 富栄養化 水環境 (全窒素、全燐) (全窒素, 全りん) 有害物質 有害物質 底質 底質 地下水 地下水 その他の水環境 その他の水環境 地形·地質 0 0 0 地形、地質 0 地盤 地盤 土壌環境 土壤環境、 土壌 土壌 その他の その他の 日照阻害 日照阻害 環境 環境 その他の その他 風況 風況 環境 の環境 シャドーフリッカー 0 生物の多様性の動物 生物の多様性の 0 0 0 確保及び自然環植物 0 確保及び自然環 植物 0 0 0 境の体系的保全生態系 境の体系的保全 生態系 0 0 0 0 人と自然との豊 0 景観 0 0 人と自然との豊か かな触れ合いの な触れ合いの確保 人と自然との触れ合いの活動の場 0 0 0 人と自然との触れ合いの活動の場 0 確保 廃棄物等 廃棄物等 廃棄物等 残土 廃棄物等 残土 環境への負荷 二酸化炭素 温室効果ガス等 環境への負荷 二酸化炭素 その他の温室効果ガス その他の温室効果 温室効果ガス等 ガス

## 表<u>4</u> 参考手法

## <u>4</u>-1 大気質

対象項目 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1 物質の濃度の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・この場合における情報についての測定の方法は、対象とする物質ごとに以下のとおり定める測定の方法によるものであること
(1) 二酸化窒素	・環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気の汚染 についての測定の方法
(2) 二酸化硫黄	・環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染 についての測定の方法
(3) 浮遊粒子状物質	・環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の 汚染についての測定の方法
2 気象の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析 ・この場合における情報については、気象業務法施行規則(昭 和27年運輸省令第101号)第1条の2又は第1条の3に基づ く技術上の基準による測定の方法によるものであること

調査地域	調査地点	調査期間等
・当該物質の拡散の特性を踏ま え、当該物質に係る環境影響 を受けるおそれがあると認め られる地域	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な地点	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な期間及び時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・大気の拡散式(ブルーム式、パフ式その他の理論式)を用いた計算又は事例の引用若しくは解析	・調査地域のうち、当該 物質の拡散の特性を踏 まで、当該物質に係る 環境影響を受けるそれがあると認められる 地域	・当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に、 性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を的 確に把握できる地点	・工事中物が成立には、 ・工事を表示になるないである。 ・工事を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を

#### 表 7 参考手法

#### 7-1 大気質

対象項目 二酸化窒素,二酸化硫黄,浮遊粒子状物質,粉じん等

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 物質の濃度の状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>
	<ul><li>この場合における情報についての測定の方法は、対象とする物質ごとに以下のとおり定める測定の方法によるものであること</li></ul>
(1) 二酸化窒素	・環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気の汚染 についての測定の方法
(2) 二酸化硫黄	・環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染 についての測定の方法
(3) 浮遊粒子状物質	・環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の 汚染についての測定の方法
2 気象の状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>
	・この場合における情報については、気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法によるものであること

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>・当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li></ul>	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な地点	当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な期間及び時期      おりないのである。      はないのである。      はないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・大気の拡散式(ブル ーム式、パフ式その 他の理論では事例の引 用者しくは解析	・調査地域のうち,当該 物質の拡散の特性を係る まえ、影響を受けるれる 環境があると認められる 地域	・当該物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における当該物質に係る策響を的確に把握できる地点	・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工事ない。 ・工を表し、 ・工は、 では、 にの、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、

## <u>4</u>-1 大気質

#### 対象項目 有害物質

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1 物質等の濃度の状況 (大気の拡散式に基づく理論計算 を行う場合)	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
2 気象の状況	<ul> <li>・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>・この場合における情報については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法によるものであること</li> </ul>

調査地域	調査地点	調査期間等
・当該物質の拡散の特性を踏ま え、当該物質に係る環境影響 を受けるおそれがあると認め られる地域	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な地点	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な期間及び時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物質及びその排 出の特性を踏まえ、 大気のが拡散式式式の 一の理式式式式式の 他の理文は解析 計算しくは解析	・調査地域のうち、当該 物質の拡散の特性を踏 まえ、当該物質に係る 環境影響を受けるおそ れがあると認められる 地域	・当該物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における当該物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	・施設の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期 (最大になる時期を設定することが出来る場合)

## 7-1 大気質

#### 対象項目 有害物質

調査すべ	*き情報	調査方法
1 物質等の濃度の (大気の拡散式) を行う場合)	の状況 に基づく理論計算	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
2 気象の状況		・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
		・この場合における情報については、気象業務法施行規則第 1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定 の方法によるものであること

調査地域	調査地点	調査期間等
・当該物質の拡散の特性を踏ま え,当該物質に係る環境影響 を受けるおそれがあると認め られる地域	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な地点	・当該物質の拡散の特性を踏ま え、調査地域における当該物 質に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な期間及び時期

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物特性をの非 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 といるでは、 と	・調査地域のうち,当該 物質の拡散のうち性係 事業之、当該物質は 事業を受ける のは 事業を も の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・当該物質の拡散の特性を踏まえ、予制地域におる当該物質に必要を 域に経過期では 域に発力を 域に発力を が は に に 把握で きる 地点 に に 把握で きる 地点 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	・施設等の供用が定常 状態にある時期及び 影響が最大になる時期 を設定することが出 来る場合)

#### <u>4</u>-2 騒音

騒音の状況	
	<ul> <li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>・この場合における情報についての測定の方法は予測を行う騒音の種類ごとに以下のとおり定める測定の方法によるものであること</li> </ul>
1) 建設作業騒音	・環境基準において定められた騒音についての測定の方法 ・騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定 による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する 基準において定められた騒音についての測定の方法
2) 道路交通騒音	・環境基準において定められた騒音についての測定の方法
3) 工場騒音	<ul> <li>環境基準において定められた騒音についての測定の方法</li> <li>騒音規制法第4条第1項の規定による特定工場における騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</li> </ul>
<ul><li>4) 鉄道騒音</li><li>・新幹線鉄道騒音</li><li>・在来線鉄道騒音</li></ul>	<ul><li>環境基準において定められた騒音についての測定の方法</li><li>・在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針において定められた騒音についての測定の方法</li></ul>
5) 航空機騒音	・環境基準において定められた騒音についての測定の方法
沿道の状況 (道路交通騒音の予測を行う場合	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
道路構造及び当該道路におけ 交通量に係る状況 (道路交通騒音の予測を行う場合	該情報の整理及び解析
<ul><li>地表面の状況 (建設作業騒音、工場騒音の予定を行う場合)</li></ul>	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
騒音の種類ごとの予測の手法	・文献その他の資料の収集及び当該情報の整理

調査地域	調査地点	調査期間等
・音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域	・音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価す 点、ないに適切かつ効果的な地点	・音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

		7.00		1.5 ( )	777.50 7 11.3 11
予測の基本的な手法 ・騒音の種類ごとに音の伝搬理論に基づく 一般的な予測式(道路交通・においては	伝搬の騒音に受ける	域のうち、音の 特性を踏まえ、 係る環境影響を おそれがあると	予測地点 ・音の伝搬の特まえる騒か地に ・ 最終をあります。	域におる環境	予測対象時期等 ・工事中にあっては、 騒音に係る環境影響 が最大となる時期 ・供用時にあっては、
は 主 は 主 を 主 を 主 を 主 を 主 を 主 を 主 を 主 を 主 を ま を ま を ま を ま を ま を ま を ま を ま を ま を さ で さ で さ で さ で さ で さ の で の で の で の の で の あ よ の ま の あ の ま の ま の あ の ま の ま の あ し の で の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の あ も の ま の の の の の の の の の の の の の	認めら;	れる地域	きる地点 ・道路交通騒音 については、 界から50mの	道路境	施設の供用が定常状態にある時期を改め時期を設めている時期を設めているの時期(最大になる時期を設定することが出来る場合)

## 7-2 騒音

調査すべき情報	調査	<u>左方</u> 法
1 騒音の状況	報の整理及び解析 ・この場合における情報について	をによる情報の収集並びに当該情 ての測定の方法は予測を行う騒音 める測定の方法によるものであ
(1) 建設作業騒音		8号)第15条第1項の規定によ ける騒音の規制に関する基準に
(2) 道路交通騒音	・環境基準において定められた駅	<b>掻音についての測定の方法</b>
(3) 工場騒音		議音についての測定の方法 室による特定工場における騒音の りられた騒音についての測定の方
(4) 鉄道騒音 · 新幹線鉄道騒音 · 在来線鉄道騒音	・環境基準において定められた駅 ・在来鉄道の新設又は大規模改良 いて定められた騒音についての	良に際しての騒音対策の指針にお
(5) 航空機騒音	・環境基準において定められた騒音についての測定の方法	
<ol> <li>2 沿道の状況 (道路交通騒音の予測を行う場合)</li> </ol>	・文献その他の資料及び現地調査 報の整理及び解析	をによる情報の収集並びに当該情
3 道路構造及び当該道路における 交通量に係る状況 (道路交通騒音の予測を行う場合)	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査報の整理及び解析</li></ul>	をによる情報の収集並びに当該情
<ul><li>4 地表面の状況 (建設作業騒音,工場騒音の予測 を行う場合)</li></ul>	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査報の整理及び解析</li></ul>	をによる情報の収集並びに当該情
5 騒音の種類ごとの予測の手法 ・文献その他の資料の収集及び当該情報の整理		当該情報の整理
調査地城	調査地点	調査期間等
・音の伝搬の特性を踏まえ、騒 ・音に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域	音の伝搬の特性を踏まえ、調査 地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な地点	・音の伝搬の特性を踏まえ、調査 地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な期間、時期 及び時間帯

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・ ・ を ・ を ・ ・ を ・ ・ を ・ ・ を ・ ・ を ・ ・ を ・ ・ を ・ ・ に く ら と ・ で は ・ 道 は 通 は は で な ま は と の で を ま に な ま に ま な ま に ま な ま に ま を の ま ま に と の を の ま ま に と の を の ま の ま 。 の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま 。 の ま の ま の ま の ま の ま る の ま の ま る の ま 。 る の ま る の ま る の ま る る の ま る る る る の ま る る る る る る る る る る	・調査地域のうち、音の 伝搬の特性を環境が 騒音に係るそれがあると 認められる地域	・音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における 騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 ・道路交通騒音の予測に ついては、道路境界か ら50mの範囲	・工事中にあっては、騒音大と、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

#### <u>4</u>-2 騒音

## 対象項目 低周波音

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1 低周波音の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・この場合における情報については、低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁大気保全局)、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境省環境管理局)に定められた測定の方法によるものであること
2 低周波音の影響に特に配慮すべき施設及び住宅の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・低周波音の特性を踏まえ、低 周波音に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる 地域	・低周波音の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	・低周波音の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評評価するために適切かつ効果的な期間、時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・音の伝搬理論に基づ く予測式計しては 、 、 、 、 、 引用 、 引用 、 引用 、 引用 、 引用 、 引用	・調査地域のうち、低周 波音の特性を踏まえ、 低間を音がいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	・低周波音の特性を踏まえる低層では ・低周波・予測地域に係る ・低調整を ・低調整を ・低調整を ・低調整を ・低調整を ・低に ・地点 を ・でで ・でで ・でで ・でで ・でで ・でで ・でで ・でで ・でで ・	・ 工事内 ・ 工事用 ・ 工事用 ・ 工事用 ・ 工事用 ・ 工事用 ・ 大きなないで ・ 大きないで ・ 大きないで ・ 大きないで ・ 大きないで ・ 大きない ・ 大き

## 7-2 騒音

#### 対象項目 超低周波音

調査すべき情報	調查 <u>方</u> 法
1 超低周波音の状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>
	・この場合における情報については、超低周波音の測定に適 する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、「低周 波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境 庁大気保全局)に定められた測定の方法によるものである こと
2 超低周波音の影響に特に配慮す べき施設及び住宅の状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析</li></ul>

改定後

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul> <li>超低周波音の特性を踏まえ、 超低周波音に係る環境影響を 受けるおそれがあると認められる地域</li> </ul>	・超低周波音の特性を踏まえ、 調査地域における超低周波音 に係る環境影響を予測し、及 び評価さために適切かつ効 果的な地点	・超低周波音の特性を踏まえ、調 査地域における超低周波音に係 る環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な期 間,時期

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・音の伝搬理論に基はづくの を受ける。 ・音の伝搬式を ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは、 ・音のでは	・調査地域のうち,超低 周波音の特性を踏まえ, 超低周波音に係る環境 影響を受けるおそれが あると認められる地域	・超低周波音の特性を 踏まえ、通知地域に おける超低周波音に 係る環境影響を的確 に把握できる地点	・工軽影響 中に でほん では、 環る でほと でで で は、 環 な で で 係 と か で に か き か ず 明 明 時 に の か の か の か が で 放 を 歌 が し か で 放 で 影 響 が し か で 放 で 影 響 が し か で か で か ず か が で か ず か と 歌 な 場 か と 歌 な 場 か と 歌 な 場 か と 歌 な 場 か と 歌 な 場 か と 歌 な 場 か に か た い か に か で か ず か は か で か ず か は か で か ず か か す か か す か す か す か す か す か す か す

#### <u>4</u>-3 振動

#### 対象項目 振動

調3	査すべき情報	調査の基本的な手法
1	振動の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
		・この場合における情報については、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法によるものであること
2	地盤の状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析</li></ul>
3 2	道路構造及び当該道路における 交通量に係る状況 (道路交通振動の予測を行う場 合)	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・振動の伝搬の特性を踏まえ、 振動に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地 域	・振動の伝搬の特性を踏まえ、 調査地域における振動に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	・振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 期間及び時期

予測の基本的な手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予開いた計算又は事例の引用若しくは解析	・調査地域のうち、振動 の伝搬の特性を踏境 え、振動に係る環境 響を受けるおそれがあ ると認められる地域	・振動の伝搬の特性を 踏まえ、予測地域に おける振動に係る環 境影響を的確に把握 できる地点	・工事中に保をは、というでは影響が最大に保となる。 ・供用設める状態に供るというでで変い、 ・供用設める時期は、状態では、 ・供用設める時期は、 ・大になるというでは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがなるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるとがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがは、 ・大になるがはなるがはなるがはなるがなるがはなるがはなるがなるがはなるがはなるがなるがはなるがなるがなるがなるがななるがな

## 改定後

#### 7-3 振動

#### 対象項目 振動

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 振動の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
	・この場合における情報については、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法によるものであること
2 地盤の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
3 道路構造及び当該道路における 交通量に係る状況 (道路交通振動の予測を行う場 合)	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
振動の伝搬の特性を踏まえ、 振動に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地 域	・振動の伝搬の特性を踏まえ、 調査地域における振動に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	・振動の伝搬の特性を踏まえ、 調査地域における振動に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 期間及び時期

子測 <u>方</u> 法	子測地域	予測地点	予測対象時期等
・振動レベルの80パーセントレンジの上端 値を予測するための式を用いた計算又は 事例の引用若しくは 解析	・調査地域のうち、振動 の伝搬の特性を路ま え、振動に係る環境影響を受けるおそれがあ ると認められる地域	・振動の伝験の特性を 踏まえ、予測地域に おける振動に係る環 境影響を的確に把握 できる地点	・工事中に係なる。 ・ 生物・工事中に係なるなる。 ・ 生物・大きなので、 ・ 生の他の性ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生の他ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ とので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ 生ので、 ・ で、 ・ とので、 ・ で、 ・ とので、 ・ で、 ・ とので、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・

#### <u>4</u>-4 悪臭

## 対象項目 悪臭

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法			
1 悪臭の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・この場合における情報のうち臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定により環境大臣が定める方法によるものであること・この場合における情報のうち特定悪臭物質濃度については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第5条の規定により環境大臣が定める方法によるものであること			
2 気象の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析 ・この場合における情報については、気象業務法施行規則第 1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測 定の方法によるものであること			

調査地域	調査地点	調査期間等
・悪臭の拡散の特性を踏まえ、 悪臭に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地 域	・悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	・悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価すっために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・煙突等からかはは、 大気のは、 大気の大きに、 大気の大きに、 大気の大きに、 大気の大きに、 大気の大きに、 大気が、 大気が、 大気が、 大気が、 大気が、 大気が、 大気が、 大気が	・調査地域のうち、悪臭 の拡散の特性を踏ま え、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあ ると認められる地域	・悪臭の拡散の特性を 踏まえ、予測地域に おける悪臭に係る環 境影響を的確に把握 できる地点	・施設の供用が定常状態の供用が定常が影響が最大になる時期で、最大になる時期で、最大になる時期を、最大になるが出来る場合)

## 7-4 悪臭

#### 対象項目 悪臭

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 悪臭の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・この場合における情報のうち臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定により環境大臣が定める方法によるものであること ・この場合における情報のうち特定悪身物質濃度については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第5条の規定により環境大臣が定める方法によるものであること
2 気象の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・この場合における情報については、気象業務法施行規則第 1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測 定の方法によるものであること

改定後

調査地域	調査地点	調查期間等
・悪臭の拡散の特性を踏まえ、 悪臭に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地 域	・悪臭の拡散の特性を踏まえ、 調査地域における悪臭に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	・悪臭の拡散の特性を踏まえ、 調査地域における悪臭に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる期 間、時期

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・煙突等臭いはは、 大気を見いて、は、 大気を見いて、は、 大気では、 大気では、 大力で 大力で 大力で 大力で 大力で 大力で 大力で 大力で 大力で 大力で	・調査地域のうち、悪臭 の拡散の特性を踏ま え、悪臭に係る環境影 響を受けるおそれが あると認められる地 域	・悪臭の拡散の特性を 踏まえ、予測地域に おける悪臭に係る環 境影響を的確に把握 できる地点	・施設等の供用が定常 状態等のある時期を 影響が最大になる時期 (最大になる時期 を設定することが出 来る場合)
・施設から漏えいする 悪臭については、事 例の引用又は解析			

	改定前				改定後	
<u>4</u> -5 水質			7-5 水質			
対象項目 水の汚れ (生物化	学的酸素要求量(BOD)、化学的	酸素要求量 (COD))	対象項目 水の汚れ(5	生物化学的酸素要	求量。化学的酸素要求量)	
調査すべき情報	調査の基本的な手法		marke de la bita	+11	· ·	u de da Me
1 河川域にあっては生物化 素要求量の状況、海域にあ 学的酸素要求量の状況	っては化 ・この場合における情報に られた生物化学的酸素要	地調査による情報の収集並びに当 ついては、環境基準において定め 水量又は化学的酸素要水量に係る 定の方法によるものであること	調査すべき情 1 河川城にあっては生 素要求量の状況、海域 学的酸素要求量の状況	物化学的酸 にあっては化 ・ こ ら ら こ ら こ ら こ ら こ ら ら ら ら ら ら ら ら ら	献その他の資料及び現地 情報の整理及び解析 の場合における情報につい れた生物化学的酸素要求力	財金方法 関査による情報の収集並びに当 いては、環境基準において定め 最又は化学的酸素要求量に係る の方法によるものであること
2 流れの状況	・文献その他の資料及び現 該情報の整理及び解析	地調査による情報の収集並びに当	2 流れの状況		献その他の資料及び現地 情報の整理及び解析	調査による情報の収集並びに当
調査地域	調査地点	調査期間等	調査地域		調査地点	調査期間等
・河川城(ケース) はいます。 河川城(ケース) に対して (ゲース) に対して (ゲース) に対して (ゲース) にない (ゲース) にない (ゲース) にない (ゲース) にない (ゲース) にない (ボース) にない (ボ	等量 く)にあっては学的を表しては学的ない。 くうになっては学的などのではない。 といる生物的性を水のした。 なっている生物的でではない。 できないのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 と	等量を は大きな にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にの変域境を にのでいた。 にの変域境を にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいた。 にのでいでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	・河川域(の質の素と、 ・河川域(かって化学を増加が、 ・河川域(かって化学を増加が、 ・河による生物を性を増加が、 ・海域と配って、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・海域とのでは、 ・本ので、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいるが、 ・でいが	にそ代に景た。 をでいる にくれにいまた タ質変れる などの地環す地 海に化に影た ダ質変れる いまかける 物の汚お域 物の汚お域 はれのる地 医変れる しんしいび しょうしょ しょうしょう しょう	は、	・河にあいた。 ・河にあいた。 ・河にあいた。 ・河にあいた。 ・河にあいた。 ・河にあいた。 ・河にあいた。 ・河にあいた。 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・海に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
予測 <u>の基本的な手</u> 法 予測	<b>則地域</b> 予測地点	予測対象時期等	予測方法	子测地域	子 測地点	手測対象時期等 (五)
区域に登場を を特別では、 を特別では、 を特別では、 の表表 を特別では、 の表表 の表表 の表表 の表表 の表表 の表表 の表表 の表	可川域(ダ)に発生の大変、大変を物生量まけ環境に散奏性域とかり、というな質がありないでは生め、というな質がもないである量え、影響をは他のできる量え、影響をは他のできる量え、影響をは他のできる量な、影響をは他のできる量な、影響をは他のできる量な、影響をは他のできる異れば、変素をは係に一種は散変水響をというなどのできる場が、ないのできるが、は、水の酸や地域、大変、大変であり、大変、大変であり、大変、大変であり、大変、大変であり、大変、大変であり、大変、大変であり、大変、大変であり、大変、大変であり、大変で、大変で、大変で、大変で、大変で、大変で、大変で、大変で、大変で、大変で	( ) にあった にあった にあいて を で を で を で で 化 予 の 響る で よ を で の 形 が の で の 形 が で と で と で の で な で と で を で が 化 で 変、     で を で で 化 予 の 響る で よ     で を で の で な で と で を で で     で で     で     で     で     で     で	・河域を ・河域を除く(ダム・にあ酸純 がく)学のでは ・変われた。 ・変を物化でいる ・変を物化でいる ・変を動き、 ・変を動き、 ・変を変します。 ・海酸を質算をしている ・変の式といたのよりで、 ・変の式といたのはの質がである。 ・変の式といたのでのでは、 ・があるいでである。 ・ダムのでである。 ・ダムのでである。 ・ダムのでである。 ・ダムのでである。 ・ダムのでである。 ・ダムのでである。 ・ダムのでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・ののでは、 ・ののででは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・ので	本に等素を係おれてる変体響る 医抗の学的 かり 散酸性にるら つよの・影あ ののれえ境が動物物で変化化のをと 域散要踏るそる 区域の手の調を表れる がて水を係おれる がてるを係れる がてる性におれる がてる性におれる がてる性におれる かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	・ では、	・ 地震である時が出 ・ 地震である時が出 ・ 地震であるとが ・ ときると ・ ともと ・ とも ・ ともと ・ ともと ・ ともと ・ ともと ・ とも ・ ともと ・ とも ・ ともと ・ とも ・

## <u>4</u>-5 水質

#### 対象項目 水の濁り(浮遊物質量(SS))

調了	査すべき情報	調査の基本的な手法
1	濁度又は浮遊物質量の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・この場合における情報のうち浮遊物質量については、環境 基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法によるものであること
2 3 4	流れの状況 気象の状況 土質の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	・水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・浮遊物質の物質の収 支に関する計算式( 単純流式)を用の引用者 しくは解析	・調査地域のうち、水域 の特性及び水の濁りの 変化の特性を移る環境 水の濁りにおそれ 水の濁りにおそれ を受けるおそれ を受けるおも地域	・水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を 路まえ、水の濁地域に おける水の濁的 はに る環境影響を地点 把握できる地点	・工事中の水の濁りに 係る場合 ・施設ある大になる時期 ・施設ある大になる時期 ・施設ある大になる時期 (最大になる時期を 設定することが出来 る場合)

## 改定後

#### 7-5 水質

対象項目 水の濁り (浮遊物質量)

調査すべき情報	調査方法
1 濁度又は浮遊物質量の状況	<ul> <li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>・この場合における情報のうち浮遊物質量については、環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法によるものであること</li> </ul>
2 流れの状況 3 気象の状況 4 土質の状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>

調査地域	調査地点	調査期間等
・水域の特性及び水の濁りの変 化の特性を踏まえ、水の濁り に係る環境影響を受けるおそ れがあると認められる地域	・水域の特性及び水の濁りの変 化の特性を踏まえ、調査地域 における水の濁りに係る環境 影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な地点	・水域の特性及び水の濁りの変 化の特性を踏まえ、調査地域 における水の濁りに係る環境 影響を予測し、及び評価する た数に適切かつ効果的な期間 及び時期

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
浮遊物質の物質の収 支に関することでは 単地混合式を用いた計 単理論式は事例の引用若 しくは解析	・調査地域のうち、水域の特性域の水の濁ちた。 の物性をび水の濁きた。 変化の物性を踏まえ、 水の濁りに係それ を登められる地域	・水域の特性及び水の 満りの変化の特性を 踏まえ、水の満り地域に係 る状ので、水のでは、水のでは、水ので が、水のでは、水のででは、水のででは、水のででででは、水のででででである。 地域できる地点	・工事中の水の濁りに 係ななの場が ・施設等のの供用が定常 水態響が ・施設等のの供用が増及び ・ 影響が最大になる時期 を設定するこ 来る場合)

#### <u>4</u>-5 水質

#### 対象項目 富栄養化 (全窒素、全<u>燐</u>)

調	査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1	全窒素及び全 <u>燐</u> の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析 ・この場合における情報については、環境基準において定め られた全窒素及び全盤に係る水質の汚濁についての測定の 方法によるものであること
2	流れの状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・水域の特性並びに窒素及び燐 の収支の特性を踏まえ、富栄 養化に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地 域	・水域の特性並びに窒素及び <u>燐</u> の収支の特性を踏まえ、調査 地域における富栄養化に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	・水域の特性並びに窒素及び燐 の収支の特性を踏まえ、調査 地域における富栄養化に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 期間及び時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・統計的手法、窒素及 び燐の収支に関う引用 若しくび解析・ 窒素及とで機のが拡散の 特性を把握するため の適切な手法	・調査地域のうち、水域の特性並び特性並びに特性を が大きながた性を が成立 では、 での特性を係る では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・水域の特性並びに空 素及び燐の収支の物性を踏まえるで 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型	・施設の供用が定常状態にある時期及び時期で表大になる時期を 最大になる時期を 最大になる時期を 設定することが出来 る場合)

#### 7-5 水質

対象項目 富栄養化 (全窒素, 全りん)

	調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1	全窒素及び全りんの状況	<ul> <li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>・この場合における情報については、環境基準において定められた全窓素及び全りんに係る木質の汚濁についての測定の方法によるものであること</li> </ul>
2 1	流れの状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>・水域の特性並びに窒素及びり んの収支の特性を踏まえ、 富栄養化に係る環境影響を受 けるおそれがあると認められ る地域</li></ul>	・水域の特性並びに窒素及びり んの収支の特性を踏まえ、調査 地域における富栄養化に係る環 境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	<ul> <li>・水域の特性並びに窒素及びり んの収支の特性を踏まえ、調査 地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な期間及び時期</li> </ul>

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・統計的手法, 窒素及 びりんの収支に関する 計算又は解析 ・窒素及び燐の拡散の 特性を把握するため の適切な手法	・調査地域のうち、水域 の特性並びに窒素及を防 りんの収容特性を係る 東境影響を受けるされる 地域	域における富栄養化 に係る環境影響を的確	・施設等の供用が定常 状態にある時期及び 影響系表大になる時期 設定することが出来 る場合)

#### <u>4</u>-5 水質

## 対象項目 有害物質

調了	査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1	物質の濃度の状況 (物質の収支に関する計算を行う 場合)	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析
2	流れの状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・水域の特性及び当該物質の拡 散の特性を踏まえ、当該物質 に係る環境影響を受けるおそ れがあると認められる地域	・水域の特性及び当該物質の拡 散の特性を踏まえ、調査地域 における当該物質に係る環境 影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な地点	・水域の特性及び当該物質の拡 散の特性を踏まえ、調査地域 における当該物質に係る環境 影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な期間 及び時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物質及びその排出の特性を踏まえ、 当該物質の収支に関 する計算又は事例の 引用若しくは解析	・調査地域のうち、水域 の特性及び当該物質の 拡散の特性を踏まえ、 当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあ ると認められる地域	・水域の特性及び当該 物質の拡大の特性を 踏まえ、当該物質的 おける影響を はなる 環境影響を 把握できる 地点	・施設の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期を 製大になる時期を 設大になる時期を 設定することが出来 る場合)

#### 7-5 水質

#### 対象項目 有害物質

調査すべき情報	調査方法
1 物質の濃度の状況 (物質の収支に関する計算を行う 場合)	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>
2 流れの状況	<ul><li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>

調査地域	調査地点	調査期間等
水城の特性及び当該物質の拡 散の特性を踏まえ、当該物質 に係る環境影響を受けるおそ れがあると認められる地域	・ 水域の特性及び当該物質の拡 散の特性を踏まえ、調査地域 における当該物質に係る環境 影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な地点	・水域の特性及び当該物質の払 散の特性を踏まえ、調査地域 における当該物質に係る環境 影響を予測し、及び評価する とのに適切かつ効果的な期間 及び時期

予測 方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物質及びその排 出の特性を踏まえ, 当該物質の収支に関 する計算又は事例の 引用若しくは解析	・調査地域のうち、水域の特性及び当該物質の特性及び当路路まえ、 当該物質に保養をる環境的 響を受けるおる地域 ると認められる地域	・水域の特性及び当該 物質の拡大・ 物質の拡大・ ・物質の拡大・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期 (最大になる時期と設定が最大になる時期 (最大になるが出来る場合)

改定前	改定後
	7-6 底質
	対象項目 底質
	調査すべき情報 調査方法  1 当該物質にかかる底質の状況 ・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情
	報の整理及び解析 調査地域 調査地点 調査期間等
	適査地域   調査地点   調査期間等     ・底質に係る環境影響を受けるお ・調査地域における底質に係る環 ・調査地域における底質に係る環 ・調査地域における底質に係る環 ・ 選査地域における底質に係る環 ・ 選を響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な地点 で時期
	予測方法         予測地域         予測地点         予測対象時期等           ・当該物質の特性を踏ま ・調査地域のうち、当該・当該物質の拡散の特性・影響が最大になる時期を設め、当該物質の収支に 物質の拡散の特性を踏 を踏まえ、予測地域に (最大になる時期を設める)
	え、当該物質の収支に 関する計算又は事例の 引用若しくは解析

改定前	改定後
	7-7 地下水
	対象項目 地下水質
	調査すべき情報 調査方法
	1 物質の濃度の状況
	2 地下水の水位の状況
	3 地質の状況     ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該 情報の整理及び解析
	4 地下水の利用の状況     ・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該 情報の整理及び解析
	調査地域 調査地点 調査期間等
	・地質の特性を踏まえて、調査地 質に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域 変態響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる地点
	予測方法 予測地域 予測地点 予測対象時期等
	- 当該物質の収支に関す - 調査地域のうち、地質・地質の特性を踏まえて、- 施設等の供用が定常状 る計算又は事例の引用 若しくは解析 - 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、

#### <u>4</u>-6 地形・地質

#### 対象項目 地形、地質

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1 地形及び地質の状況 2 配慮すべき地形及び地質の分 布、状態及び特性	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・地形及び地質の特性を踏ま え、調査地域における配慮す べき地形、地質に係る環境影 響を予測し、及び評価するた めに適切かつ効果的な地点	・地形及び地質の特性を踏ま え、調査地域における配慮す べき地形及び地質に係る環境 影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・配慮すべき地形及び地質になって、現実のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、事例の引用又は解析	・調査地域のうち、地形 及び地質の特性を地形及 え、配慮すべき地形及 び地質に係る環境影響 を受けるおそれがある と認められる地域	_	・地形及び地質の特性 を踏まえない地質の特性 を踏まえび地質値に係 る環境影響を的確に 把握できる時期

#### <u>7-8</u> 地形・地質

#### 対象項目 地形, 地質

調査すべき情報	調査方法
1 地形及び地質の状況 2 配慮すべき地形及び地質の分 布、状態及び特性	<ul> <li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> </ul>

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周 辺地域	・地形及び地質の特性を踏ま え、調査地域における配慮す べき地形、地質に係る環境影 響を予測し、及び評価するた めに適切かつ効果的な地点	・地形及び地質の特性を踏ま え、調査地域における配慮す べき地形及び地質に係る環境 影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な時期

予測 <u>方</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
配慮すべき地形及び 地質について、分 布,成立環境の改変 の程度を把握した上 で,事例の引用又は 解析	・調査地域のうち、地形 及び地質の特性を踏及 え、配慮に不き環境影響 を受けるまされが域 と認められる地域	-	・地形及び地質の特性 を踏まえ、配慮に体 き地形などが地質の に る環境影響的確に 把握できる時期

改定前				改足	定後	
			7-9 地盤			
			对象項目 地盤沈下			
			調査すべき情報		IN F	左方进
			1 地盤沈下の状況 2 地質の状況 3 地下水の水位の状況	・文献その他 報の整理及	の資料及び現地調 び解析	査による情報の収集並びに当該情
			調査地域	四並	t 地点	調查期間等
			・地質の特性を踏まえて川 水位低下による地盤洗子 る環境影響を受ける恐れ と認められる地域	ドにかか 域における地	を踏まえ、調査地 離沈下に係る環境 及び評価するた 報を適切かつ効果 る地点	<ul> <li>地質の特性を踏まえ、調査地域における地盤状下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</li> </ul>
					子測対象時期等 ・施設等の供用が定常状	
			解析又は圧密沈下理論	の特性を踏まえて, 地		能にある時期及び影響 が最大になる時期(最
			・地下水の水理に関する 解析又は圧需改下理論 式等を用いた計算又は 車例の引用者しくは解 佐	盤化下に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域	Ξ	が成人にはある。 大になる時度と設定することが出来る場合)
<u>4</u> – 7 その他の環境			式等を用いた計算又は 事例の引用若しくは解析 ケー10 その他の類	と認められる地域	=	大になる時期を設定す
<u>4</u> - 7 その他の環境 対象項目 日照阻害			er.	と認められる地域	=	大になる時期を設定す
	調査 <u>の基本的な手</u> 法		7-10 その他の環 対象項目 日照阻害	生態のられる地族		大になる時期を設定することが出来る場合)
対象項目 日照阻害	調査 <u>の基本的な手</u> 法 ・文献その他の資料及び現地調査によ 該情報の整理及び解析	る情報の収集並びに当	<u>7-10</u> その他の類	と認められる地域 環境 ・文献その他	in a	大になる時期を設定す
対象項目 日照阻害 調査すべき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況	・文献その他の資料及び現地調査によ		7-10 その他の環 対象項目 日照阻害 調査すべき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況	と認められる地域 環境 ・文献その他 該情報の整	調査 の資料及び現地調 理及び解析	大になる時期を設定することが出来る場合) を方法 表による情報の収集並びに当
対象項目 日照阻害 調査すべき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況	・ 文献その他の資料及び現地調査によ 該情報の整理及び解析 調査地点 調査期間 ・ 土地和	月等 川用の状況及び地形の状 適切に把握することがで	7-10 その他の環 対象項目 日照阻害 調査すべき情報 1 土地利用の状況	と認められる地域 環境 ・文献その他 該情報の整 生を踏ま 意影響を	調えの資料及が現地調	大になる時期を設定することが出来る場合)
対象項目 日照阻害 調査すべき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況 調査地域 ・土地利用及び地形の特性を踏 まえ、日照阻害に係る環境影 響を受けるおそれがあると認	・文献その他の資料及び現地調査によ 該情報の整理及び解析 関査地点 調査期間 - 土地和 況を通	月等 川用の状況及び地形の状 適切に把握することがで	ガ ブタ項目 日照阻害 対象項目 日照阻害 調査十べき情報 1 土地利用の状況 2 地形の状況 調査地域 ・土地利用及び地形の特け え、日照阻害に係る索と 受けるおそれがあるとま	と認められる地域 環境 ・文献その他 該情報の整 生を踏ま 意影響を	調査 の資料及び現地調 理及び解析	大になる時期を設定することが出来る場合)  左方法 表による情報の収集並びに当  両差期間等 ・土地利用の状況及び地形の状況を適切に把提することができる時期

#### <u>4</u>-7 その他の環境

#### 対象項目 風況

調査すべき情報	調査の基本的な手法
1 風の状況 2 風の状況に影響を及ぼしている と考えられる既存工作物の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周 辺地域	・調査地域における風況に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	・調査地域における風況に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 期間及び時期

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・風洞実験、流体数値 シミュレーションそ の他の適切な手法	・調査地域のうち、風況 の特性を踏まえ、風況 に係る環境影響を受け るおそれがあると認め られる地域	・予測地域における風 況に係る環境影響を 的確に把握できる地 点	・ <u>工作物</u> の設置が完了 する時期

## 改定後

#### 7-10 その他の環境

対象項目 風況

画査すべき情報	周查方法
1 風の状況 2 風の状況に影響を及ぼしている と考えられる既存工作物の状況	<ul> <li>・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> </ul>

調査地域	調査地点	两套期间等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・調査地域における風况に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	・調査地域における風況に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 期間及び時期

予測方法	子测地域	予測地点	子測対象時期等
・風凋実験、流体数値 シミュレーションそ の他の適切な手法	・調査地域のうち、風況 の特性を踏まえ、風況 に係る環境影響を受け るおそれがあると認め られる地域	<ul> <li>・予測地域における風 況に係る環境影響を 的確に把握できる地 点</li> </ul>	<ul><li>施設等の設置が完了する時期</li></ul>

#### 7-10 その他の環境

対象項目 シャドーフリッカー

調査すべき情報	阅查方法	
1 土地利用の状況 2 地形の状況	<ul><li>・文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li></ul>	

調查地域	测室地点	調查期間等
上地利用及び地形の特性を踏 まえ、シャドーフリッカーに 係る環境影響を受けるおそれ があると認められる地域	- 3	・土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することがで きる時期

于测方法	予測地域	子測地点	予測対象時期等
・ 等時間の日 <u>影線を描</u> いた日影図の作成	・調査地域のうち、土地 利用及び地形の特性を 踏まえ、シャドーフリ ッカーに係る環境影響 を受けるおそれがあ ると認められる地域	・土地利用及び地形の 特性を踏まえ、予測 地域におけるシャド 一フリッカーに係る 環境影響を的確に他 握できる地点	・施設等の連転が定常 拡態になる時期及び シャドーフリッカー に係る環境影響が最 大になる時期

#### 4-8 動物

#### 対象項目 動物

## 調査すべき情報

- 1 陸域にあっては、ほ乳類、鳥類、 両生類、は虫類、魚類、昆虫類そ の他主な動物に係る動物相の状況
- 2 海域にあっては、鳥類、魚類、 水生生物その他主な動物に係る動 物相の状況
- 3 重要な種及び注目すべき生息地 の分布、生息の状況、生息環境の 状況

#### 調査の基本的な手法

・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周 辺地域	・動物の生息の特性を踏まえ、 調査地域における重要な種及 び注目すべき生息地に係る環 境影響を予測し、及び評価す るために適切かつ効果的な地 点又は経路	・動物の生息の特性を踏まえ、 調査地域における重要な種及 び注目すべき生息地に係る環 境影響を予測し、及び評価す るために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

予測の基本的な手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・重要な種及び注目す べき生息地について 分布又は生息環境の 改変の程度を把握し た上で、事例の引用 又は解析	・調査地域のうち、動物 の生息環境の特性を踏 まえ、水を種及な種及に 環境なまますべい。 環境を受いている。 環境なる れがあると認められる 地域	_	・動物の生息の特性を 踏まえ、重要な種及 び注目すべき生息地 に係る環境影響を的 確に把握できる時期

#### 7-11 動物

#### 対象項目 動物

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 陸城にあっては、ほ乳類、鳥類、 両生類、は虫類、魚類、昆虫類その 他主な動物に係る動物相の放類、 次にあっては、鳥類、係る動物相の放射、 水生生物その他主な動物に係る動物相の状況。 ま要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況、 生息の状況、生息環境の 状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地で係る環境で 影響を予測し、及び評価するにめに適切かつ効果的な地点又は経路	・動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に評価する 変を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期および時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・重要な種及び注目す べき生息地につい 分布又は生息環境の 改変の程度を把握し た上で,事例の引用 又は解析	・調査地域のうち,動物 の生息環境の特性を踏まえ、重要な種地に発送しませい。 ででである地域にある 環境影響を受けるおる 環境影響とと認められる 地域	-	・動物の生息の特性を 踏まえ、重要な種及 び注目すべき生最地 に係る環境影響を 確に把握できる時期

#### <u>4 - 9</u> 植物

#### 対象項目 植物

## 調査すべき情報 1 陸域にあっては、種子植物、シ ダ植物その他主な植物に関する植 物相及び植生の状況 2 海域にあっては、主要な薬場の 分布の状況その他主な植物に関す る植物相の状況 3 重要な種及び重要な群落の分布、 生育の状況及び生育環境の状況

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周 辺地域	・植物の生育及び植生の特性を 踏まえ、調査地域における重 要な種及び群落に係る環境影 響を予測し、及び評価するた めに適切かつ効果的な地点又 は経路	・植物の生育及び植生の特性を 踏まえ、調査地域における重 要な種及び群落に係る環境影 響を予測し、及び評価するた めに適切かつ効果的な期間、 時期及び時間帯

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・重要な種及び重要な 群落について分布又 は生育環境の改変の 程度を把握した上で、 事例の引用又は解析	・調査地域のうち、植物 の生育及び植生の特性 を踏まえ、群落に係るる 境影響を受けるおそれ地 域		・植物の生育及び植生 の特性を踏まえ、 重要な種及び重要な群 落に係る環境影響を 的確に把握できる時 期

#### 7-12 植物

#### 対象項目 植物

調査すべき情報	調査方法
1 陸城にあっては、種子植物、シ ダ植物その他主な植物に関する植 物相及び植生の状況 2 海城にあっては、主要な驚揚の 分布の状況その他主な植物に関す る植物相の状況 3 重要な種及び重要な群落の分布, 生育の状況及び生育環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・植物の生育及び植生の特性を 踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又 は経路	・植物の生育及び植生の特性を 踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間, 時期及び時間帯

予測 方法	子測地城	予測地点	予測対象時期等
・重要な種及び重要な 群落について分布又 は生育環境の改変の 程度を把握した上で、 事例の引用又は解析	・調査地域のうち、植物 の生育を出域のも生の特性及 を踏まえ、重要に発展及 で変解を受ける。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 <del>-</del> y	・植物の生育及び植生 の特性を踏まえ、重 要な種及び重要な 選及で 選及で で を を を を を を を を を を を を を を を を を を

# 改定前 改定後 4-10 生態系 7-13 生態系

## 対象項目 生態系

調	査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
2	動植物その他の自然環境に係る 概況 複数の注目種等の生態、他の動 植物との関係又は生息環境若しく は生育環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を適削し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を適し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

予測の基本的な手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・注目種等について分 布、生息環境又は生 育環境の改変の程度 を把握した上で、事 例の引用又は解析	・調査地域のうち、動植 物その他の自然環境の 特性及び注目種等の特 性を踏ま境影響を受け るおそれがあると認め られる地域	_	・動植物その他の自然 環境の特性及び注目 種等の特性及踏まえ、 注目種等に係る環境 影響を的確に把握で きる時期

対象項目 生態系

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 動植物その他の自然環境に係る 概況 2 複数の注目種等の生態,他の動植物との関係又は生息環境若しく は生育環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul> <li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li> </ul>	・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏ま 主て調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目極等の特性を踏ま 性及び注目極等の特性を踏ま をに調査地域における注目程 等に係る環境影響を予測し、 及び評価するために適切かつ 効果的な期間、時期及び時間 帯

予測方法	予測地域	子測地点	予測対象時期等
・注目種等について分 布,生息環境又は生 育環境の改変の程度 を把握した上で, 例の引用又は解析	・調査地域のうち、動植 物その他の注目を禁煙の 特性及防ま環境の 特性及防ま環境が に係る環境影響を と認め るおそれが城	_,	- 動植物その他の自然 環境の特性及び注目, 種等の特性を踏まえ境 注目種等に係る環で 影響を的確に把握で きる時期

#### <u>4-11</u> 景観

#### 対象項目 景観

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1 主要な眺望点の状況 2 主要な自然的、歴史的、文化的 景観資源の状況 3 主要な眺望景観の状況 4 地域特性を踏まえた景観の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・景観の特性を整要な並能に表演を ・景観の特性を整要な並び定業 ・域に要を ・域に要を ・域にでは ・対策にでいる。 ・対策には ・対策に、 ・対策に、 ・対策に、 ・対策に、 ・対策に、 ・対策に、 ・対策に、 ・対策に、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対策と、 ・対、 ・対、 ・対、 ・対、 ・対、 ・対、 ・対、 ・対	・ 景観の特性を踏っています。 ・ 景観の特性を音楽ない。 ・ 報点主響をは明点を踏っている。 ・ 報点を発展に保証を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
主い度事 つ ュな た及てを例 た観 一覚 主要てを例主いてお表現を指しています。 主要でを例主いて法表地景が分把の地景をである。 要な分把の要でオそ現域景布握引域にいて法表の手 をる源変上はをるたりの手 をおいて、当時で、一般では、 が、 を表示を明報図一覚 ま望つ程、析ま望予ンの をる源変上はをるだっし、 一覧をとして、 一覧をとして、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 一覧をといて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 に	・		・ 大会の ・ 大会の

#### 7-14 景観

#### 対象項目 景観

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 主要な眺望点の状況 2 主要な自然的, 歴史的, 文化的 景観資源の状況 3 主要な眺望景観の状況 4 地域特性を踏まえた景観の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・景観の特生を踏まえ、頭点及び 域における主要な眺望に要な 観点を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	・ 機の は は は ない は かけ が は かけ

予測 方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
主要で、   ・    ・    ・    ・    ・    ・    ・	調査性経験を表しています。     開きないでは、		・景観の特性を踏望高級教 一景之、東京 では、 一学を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
・地域特性を踏まえた 景観に係る眺望景観 について完成予想 図、フォトモンター ジュ法その他の視覚 的な表現手法			

#### <u>4-12</u> 人と自然との触れ合いの活動の場

## 対象項目人と自然との触れ合いの活動の場

調査すべき情報	調査 <u>の基本的な手</u> 法
1 人と自然との触れ合いの活動の 場の状況 2 主要な人と自然との触れ合いの 活動の場の分布、利用の状況及び 利用環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・人と自然との触れ合いの活動 の場の特性を踏まえ、調査地 域における主要な人と自然と の触れ合いの活動の場に係 境影響を予測し、及ずの 環境影響を予測し、改ず的な 地点	・人と自然との触れ合いの活動 の場の特性を踏まえ、調査地 域における主要な人と自然と の触れ合いの活動の場に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 期間、時期及び時間帯

予測 <u>の基本的な手</u> 法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 について、分布又は 利用環境のの 度を把握した上で、 事例の引用又は解析	・調査地域のうち、人と 自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響 を受けるおそれがある と認められる地域	_	・人との触れを を場まないの触れを を 自活動え、との を 自活動えとの を 自活動えとの に が 動きれ に の 場 に る の 場 に る の 場 に に に に に に に に に に に に に に に に に に

#### 改定後

#### 7-15 人と自然との触れ合いの活動の場

対象項目 人と自然との触れ合いの活動の場

調査すべき情報	調査 <u>方</u> 法
1 人と自然との触れ合いの活動の 場の状況 2 主要な人と自然との触れ合いの 活動の場の分布,利用の状況及び 利用環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul><li>対象事業実施区域及びその周辺地域</li></ul>	・人と自然との触れ合いの活動 の場の特性を踏まえ、調査地 域における主要法人と自然と の触れ合いの活動の場に係る 環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な 地点	人と自然との触れ合いの活動 の場の特性を踏まえ、調査地 域における主要な人場に経済の 境策をである。 環境影響を予測し、 対策を が変更の が が が が が が が が が の 所 が の 所 が の が の が

予測 方法	予測地域	子測地点	予測対象時期等
・主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 について、分布又は 利用環境の改変での 変を把握した上で、 事例の引用又は解析	・調査地域のうち、人と 自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響 を受けるおそれがある と認められる地域	_	・人と自然との触れ合いの語表との触れ合いの語まえとの触い係しいの語またと自然の場に係いの影響を的確に把握できる時期

#### <u>4-13</u> 廃棄物等

## 対象項目 廃棄物等

調査すべき情報	調査の基本的な手法
1 発生する廃棄物等の種類	・文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理
2 廃棄物等の種類ごとの発生抑制 の方法及び循環的な利用に関する 技術	・文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理
3 廃棄物等の種類ごとの処分又は 循環的な利用に供する施設の状況	・文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周 辺地域	_	_

予測の基本的な手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・建設工事若しくは事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの発生の状況並かに処分又は循環がなれり、現所の状況を把握するための適切な手法	<ul><li>対象事業実施区域</li></ul>	_	・工事中にあっては、 工事中間間あっては、 ・供用活動が定常び期間にあるでは状態にある大になる時期なる時になるの時期を が最大たにることが出来る場合)

# 7-16 廃棄物等

#### 対象項目 廃棄物等

調査すべき情報	調査方法
1 発生する廃棄物等の種類	・文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理
2 廃棄物等の種類ごとの発生抑制 の方法及び循環的な利用に関する 技術	・文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理
3 廃棄物等の種類ごとの処分又は 循環的な利用に供する施設の状況	・文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理

改定後

調査地点	調查期間等
10-	-
	調査地点

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・健設工事若しくは事業活動に等生物を発生する廃棄物を砂状洗動に等が状況的なの分の分の状況を担するの分の状況を担けない。 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	• 対象事業実施区域	10-0	・工事中にあっては、 工事期間 ・供用時活動が定常状態 ・供用時活動が定常状態時期を が最大になる時期を時期を が最大になるが 設定することが出来 る場合)

#### 改定前 改定後 7-17 廃棄物等 4-13 廃棄物等 対象項目 残土 対象項目 残土 調査すべき情報 調査の基本的な手法 調査すべき情報 調査方法 調査地域 調査地点 調査期間等 調査地域 調查地点 調查期間等 予測の基本的な手法 予測地域 予測地点 予測対象時期等 予测方法 予测地域 予测地点 予測対象時期等 ・建設工事に伴い発生 対象事業実施区域 ・工事期間 建設工事に伴い発生対象事業実施区域 工事期間 する残土の発生の状 する残土の発生の状 況並びに処分及び利 況並びに処分及び利 用の状況を把握する 用の状況を把握する ための適切な手法 ための適切な手法 4-14 温室効果ガス等 7-18 温室効果ガス等 対象項目 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 対象項目 二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素 代替フロン等 調査すべき情報 調査の基本的な手法 調査すべき情報 测查方法 1 温室効果ガス等の排出係数その ・文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理 1 温室効果ガス等の排出係数その ・文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理 他の温室効果ガス等の排出量の算 及び解析 他の温室効果ガス等の排出量や削 及び解析 減量等の算定に係る原単位の把握 定に係る原単位の把握 調査地域 調査地点 調查期間等 調查地域 調査地点 調查期間等 予測の基本的な手法 予測地点 予測対象時期等 予測地域 予測地域 子測地点 予測対象時期等 予測方法 事業活動に伴い発生 対象事業実施区域 事業活動が定常状態 事業活動に伴い発生す。対象事業実施区域 工事中にあっては。 する温室効果ガス等 にある時期 る温室効果ガス等の排 工事期間 供用時にあっては, 出量や削減量(再生可 の排出量を把握する 能エネルギーを使用す る場合の環境改善効果 事業活動が定常状態 ための適切な手法 にある時期 を含む。) 等を把握するための適切な手法